

令和5年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

令和5年度の包括外部監査の結果に基づいて講じた措置については、以下のとおりです。

【知事部局】

(単位：件)

特定の事件（テーマ）	監査結果		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	措置済で ないもの A-B-C
	A				
岐阜県の子どもに関する 補助金	指 摘	125	109	15	1
	意 見	129	112	17	0

別紙様式 令和5年度包括外部監査結果に基づく措置状況【テーマ：岐阜県の子どもに関する補助金】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

第1章 岐阜県の補助金・子ども政策の概要 【指摘9、意見14】

○指摘・意見一覧表

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
1	33頁	意見	【事業評価調書の誤り】 事業評価調書は、補助金の必要性や効果検証に役立てるために作成する資料であるとともに、県民への情報公開を行う意味でも重要な資料である。本来的には、作成した担当課が責任を負うべき資料ではあるが、誤字脱字が複数認められれば、資料作成に対する担当課の姿勢が疑われるかもしれない。県民への説明責任を果たす意味でも、審査を行う財政課においても、適切な記載がなされているかを確認の上、表記の誤りがないよう指導するのが望ましい。	措置済	令和6年度	当初予算編成に係る事務処理通知の中で、正確かつ適切に事業評価調書を作成するよう周知を図るとともに、財政課においても、予算編成の過程の中で確認を行った。	財政課
2	34頁	意見	【事業評価の方法】 事業評価調書が、同じような内容となる原因としては、作成を行うのが事業評価を受ける担当課であり、同じ担当課が毎年作成することに原因があると考える。5年に1度の事業見直しなど、定期的な点検の際に、事業評価調書を財政課が改めて見直すか、第三者評価の機会を設けるなど、担当課以外が事業評価について、確認する機会を設けるのが望ましい。	措置済	令和6年度	当初予算編成に係る事務処理通知の中で、正確かつ適切に事業評価調書を作成するよう周知を図るとともに、財政課においても、予算編成の過程の中で確認を行った。	財政課
3	34頁	意見	【県単独補助金事業評価調書】 事業評価調書の作成は、予算要求を行う担当課が責任を負うべきところではあるが、提出を受ける財政課としても、県単独予算の事業の予算要求に際しては、予算の中に補助金が混入している事がないか担当課に確認し、補助金が存在する場合は、事業評価調書を区分することを求めるのが望ましい。	措置済	令和6年度	当初予算編成に係る事務処理通知の中で、正確かつ適切に事業評価調書を作成するよう周知を図るとともに、財政課においても、予算編成の過程の中で確認を行った。	財政課
4	35頁	指摘	【公表の有無】 国の予算措置との関係でスケジュール的な問題があるにせよ、私学振興補助金を始めとする私学助成金は、補助金の中でも非常に大きな金額を占めるだけでなく、私立高校の運営の主体は県が主管として担う存在であることから、県民の关心も高く県民への公開の必要性も高い補助金である。特に、その補助単価の設定が、国からの補助金とは異なる岐阜県独自の単価計算に基づくことからしても県民に公表する必要性が高い。 このような重要な補助金については、他の補助金や事業と同様に、その予算編成過程の公表を行うべきであり、予算要求資料及び事業評価調書の作成をし、公表を行うべきである。	措置済	令和6年度	決定状況の公開は可能であることから、令和6年度当初予算より公開した。	財政課
5	36頁	意見	【要綱の作成】 要綱の規定の仕方については、各課での工夫が存在しており、横断的にその取組を紹介することが、より緻密な要綱の作成と誤った事務処理を防ぐことに繋がると考えられる。特に、年度末の会計処理については、会計年度区分にも影響を与えることになるため、予算編成業務担当者研修等で適切な要綱の定めと運用を周知することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年11月6日開催の「補助金等交付事務研修会」において、要綱の参考事例等を示しながら、作成時におけるポイントなどを周知した。	財政課
6	37頁	意見	【交付申請・交付決定】 申請者が、交付申請期限を超過した際に、補助金交付決定を行うことそのものは、行政裁量の逸脱濫用にあたらない限り違法とはならないと考えられるが、公平性の観点からは、妥当な判断ではなく、行政裁量の逸脱濫用と評価されないように担当課としても期限超過の受付を控えるべきであり、財政課や出納管理課においても、注意喚起を行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年11月6日開催の「補助金等交付事務研修会」において、交付申請の受付などが補助金等交付規則や各課が作成する要綱の規定に沿って適切に処理されるよう注意喚起を行った。 なお、出納審査や会計事務実地指導において誤った運用を把握した場合には、その是正を指導することとしている。	財政課、出納管理課

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
7	38頁	意見	<p>【事業完了確認】 補助金の支出が当該年度の支出として認められるためには、3月31日までに補助対象事業の完了が確認される必要があるところ、補助事業の完了を実績報告書で行う場合、年度末まで事業が継続されている事案では、実績報告書の不備が存在した場合、事業完了の確認が行えない場合が想定される。この点、事業完了確認は、必ずしも実績報告書により行う必要はなく、課によっては、事業完了報告書の運用などで、事業完了を、実績報告書とは別の書面で行っていることが確認された。</p> <p>補助金の運用に関しては、各課の責任において行う面があるが、完了報告書が存在せず、電話等で事業完了を確認した文書も存在せず、実績報告書と完了確認を同一にしていると考えられる課も存在している。</p> <p>このような運用を行っている課に対しては、3月31日を経過しての実績報告書の提出により、会計年度内の事業完了確認が出来ない事態にもなりかねないことから、完了報告書の運用の仕方などを紹介し、年度内の事業完了の確認についても記録化するよう指導するのが望ましい。</p>	措置済	令和6年度	<p>岐阜県補助金等交付規則を所管する総務部（財政課及び法務・情報公開課）と令和6年11月6日に「補助金等交付事務研修会」を開催し、補助金事務担当職員に会計事務の取扱いを周知した。</p> <p>なお、出納審査や会計事務実地指導において誤った運用を把握した場合には、その是正を指導することとしている。</p>	出納管理課
8	39頁	意見	<p>【事業完了日】 補助金を管理する各課の中で、出納管理課の事務連絡を十分理解していないと思われる状況が確認されている。適切な補助金の運用となるべく、改めて補助金の運用について各課に周知し、誤った運用となっている場合は、要綱の訂正や運用面の訂正を行うよう指導するのが望ましい。</p>	措置済	令和6年度	<p>令和6年11月6日開催の「補助金等交付事務研修会」において、平成19年4月1日付け出第10号「岐阜県補助金等交付規則の施行に伴う会計事務の取扱いについて」を改めて周知した。</p> <p>なお、出納審査や会計事務実地指導において誤った運用を把握した場合には、その是正を指導することとしている。</p>	財政課、出納管理課
9	39頁	指摘	<p>【報告日】 どのような理由であるにせよ、実際の作成日付と異なる文書の作成は認められない。実際の作成日に合わせた報告書の記載を徹底すべきである。</p>	措置済	令和6年度	<p>岐阜県補助金等交付規則を所管する総務部（財政課及び法務・情報公開課）と令和6年11月6日に「補助金等交付事務研修会」を開催し、補助金事務担当職員に要綱の規定に沿って適切に処理する（正確な日付で報告書を提出させる等）よう注意喚起を行った。</p>	出納管理課
10	45頁	意見	<p>【少子化対策との関連性】 事業承継対策をすることで、若者の定着率向上につながることそのものは合理的であるが、このような理屈であるとすると経済対策全般が、少子化対策ということにつながることとなるが、あまり少子化対策と直接関わりが無くとも全てが関連することになりかねない。 また、補助金の効果が類似しているにも関わらず、位置付けられる事業と位置付けられない事業があるのは、何が少子化対策として位置付けられるのかの基準の設定が明確でないことも原因があると考える。 少子化対策に位置付ける施策と、通常の経済対策とを分ける基準を設定するのが望ましい。</p>	措置済	令和7年度	<p>令和7年3月に少子化対策基本計画の他、子育て支援等のこども関連施策の計画を包含した岐阜県こども計画を策定した。取組みの方向性を「ライフステージに応じた切れ目のない支援」、「困難な状況にあるこどもへの支援」、「子育て中の方への支援」、「社会全体でのこども・子育て支援」の4つの柱に位置付け各事業を整理した。</p>	子育て支援課
11	46頁	指摘	<p>【有効性の評価・検討】 少子化対策関係事業一覧として県民に示しながら、少子化対策としての効果を検証しないのは単なるパフォーマンスと受け取られかねない。少子化対策については必ずしも有効な手段が見いだされているわけではないものの、関係事業として位置付ける以上は、少子化対策への有効性の評価は施策の計画的な推進には必要不可欠である。 そもそも当該関係事業というだけの位置付けのため、他課では具体的に評価をすることも行っていないため、担当課において、定期的な評価を行うなどして、少子化対策としての有効性も評価できる手法を検討すべきである。</p>	措置済	令和7年度	<p>令和7年3月に作成した岐阜県こども計画では、少子化対策も含め53のKPIを設定している。毎年度KPIの進捗状況を把握するとともに、こどもの意見、各種統計の動向や様々な情勢の変化などを踏まえ、有識者会議や庁内会議において検証・評価を行う。</p> <p>また、こども基本法に基づき、こどもや子育て当事者の意見聴取・意見反映が義務付けられていることから、各担当課において当事者の意見に基づくEBPMを意識した事業を推進するよう支援を行っていく。</p>	子育て支援課

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
12	48頁	意見	【貧困対策の強化】 貧困に悩む子どもの教育の機会確保は重要であるところ、他の補助金と比較しても非常に少額で、執行率が低く活用されていない補助金が存在する。子どもの貧困は、貧困に悩む子ども自らが補助を求めるることは難しく、私学助成金のように多くの意見が届くものとは異なることから、貧困に悩む子どもの実情を把握し、補助金の有効な支出がなされるように努めることが望ましい。	措置済	令和7年度	執行率が低く、活用されていない補助金については、令和7年度当初予算において見直しを行った。 ・困窮世帯高卒認定資格取得支援事業費補助金（休止） ・生活困窮者等学習活動等支援事業費補助金（廃止） 令和5年度に実施した「子ども調査」の結果及び子どもの居場所の支援団体や利用者等からの意見聴取を踏まえ、令和6年度に策定した「子どもの貧困対策実行計画（R7～R11）」に基づき、子どもの貧困の解消に向けた有効な対策を講じていく。	子ども家庭課
13	54頁	意見	【将来計画】 各市町村においては、幼稚園・保育園、小学校、中学校などの管轄する学校施設の統廃合等の検討を具体的に行っている市町村が存在するが、県立高校においては、具体的な統廃合の方針や計画は存在しない。 県が管理する高校の統廃合の是非については、地域の実情等を考慮した極めて難しい判断を迫られる問題であるが、県立・私立学校ともに生徒数は年々減少し、今後も減少することが確実でありますながら、学校の統廃合等に関して方針や計画が存在しないことは、どのような時点で統廃合等を検討するかも分からず、県立高校による経費や私立学校への補助金について、有効性や効率性を検証するための指標すら存在しないことなる。 県が統廃合を判断するのは県立高校であるが、一方で、私学に関しても、私学助成金は県の補助行政であることから、今後の私立学校の維持のために、どのような私学助成を行うかについては、県の判断によるところが大きい。 そのため、県立高校・私立高校いずれも、今後の社会情勢に合わせて、どのように統廃合等や私学助成を行っていくのかなどについて、今後の方針や計画を策定するのが望ましい。	措置済	令和6年度	(教育総務課) 第4次岐阜県教育振興基本計画（計画期間：令和6～10年度）において、「2029年以降の急激な生徒減少期を見据えた今後の県立高等学校のあり方については、各地域の意見なども踏まえながら、学びの機会の保障、多様な学習ニーズへの対応、教育環境の整備などの視点から、その方向性の検討に着手する。」と記載した。	教育総務課、私学振興・青少年課
				措置済	令和6年度	(私学振興・青少年課) 今後の私立学校の補助金については、有効性や効率性に加え、生徒数の推移など今後の社会情勢を踏まえた補助メニューの見直し等を行う方針とした。	
14	55頁	指摘	【私学助成の根拠】 重点事項の根拠となる重要な資料である要望については、その根拠資料の有効性に疑念が持たれる場合は、提出代表団体に、その署名を集めた経緯を確認するなど適法な署名が行われているかどうかを確認すべきである。	措置済	令和6年度	指摘を受け、提出団体に適切な署名が行われているか確認するよう依頼した。 また、令和6年度以降は当課においても重ねて確認を行い、署名の適正性の確保に努める。	私学振興・青少年課
15	55頁	意見	【適切な請願の扱い】 請願の署名についての有効性を、議会事務局側で確認する法的な義務は存在しないことではあるが、監査人が2名の補助者とともに、3名で3時間程度の確認で上記のような事例を発見したことから、受け取った時点での一定の確認を行えば、署名の問題性に気づくことは可能であった可能性があったと言える。 現状の請願に関する規定は、提出者に関しては記名のみで請願としての有効性を認めており、署名簿の記載要件等に関する規定が存在しない。 今回のような事例を考慮すると、現在の規定の見直しを含めた、適切な請願の扱いを検討するのが望ましい。	措置済	令和6年度	他県の状況を調査し、全国都道府県議会議長会とも協議し、適切な請願の扱いを検討した。署名簿の取扱いや確認方法を整理し、マニュアルを見直した（令和6年8月27日付け）。その後、当該マニュアルに基づき、9月に提出された請願の署名簿約35万1千筆を議会事務局職員で確認するなど署名の有効性の確保に努めた。	議会事務局
16	57頁	指摘	【提出期限】 各学校法人においては、提出期限を遵守し、所管課においては、提出期限が守られるよう、各学校法人に提出期限の遵守を求めるべきである。	措置済	令和6年度	各学校法人に対し、提出期限の遵守について再度周知徹底を行った。	各学校法人、私学振興・青少年課
17	57頁	指摘	【会計資料の検討不足】 担当課は、資料が十分に提出されているかどうかを確認し、提出された資料を十分に確認した上で、不足分があれば提出を促し、第三者の監査報告書に限定的適正意見などが認められる場合の対応方法を定め、必要と判断する場合は具体的な調査を行うべきである。	措置済	令和6年度	提出された資料を十分に確認し、不足分があれば提出を促した。 監査報告書の提出時及び会計指導検査時に意見の内容を確認することとした。 なお、監査報告書に限定的適正意見などが付されている場合で、具体的な調査が必要と判断した場合は調査を行うこととした。	私学振興・青少年課

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
18	58頁	意見	【指導の繰り返し】 指導が繰り返されるばかりで改善がなされなければ指導の意味が失われかねない。補助金交付要綱には各学校法人の法令等に対する違反によって補助金の減額等は可能であることが定められていることから、最終的には、補助金減額等の権限行使も視野に入れつつ、同様の指導が繰り返されないよう、同じ違反を繰り返す場合には、学校法人に改善策を提案するなどしながら、それでも改善されない場合は、補助金の減額などの権限行使するのが望ましい。	措置済	令和6年度	同様の指導が繰り返される法人に対しては、指導の内容等を踏まえ、必要に応じ改善策の提案を実施するとともに、改善がされない場合は、補助金の減額等を視野に入れた対応を行うこととした。	私学振興・青少年課
19	59頁	指摘	【口頭指導と文書指導】 文書指導は、違反が繰り返された場合などにおいて、指導の違反状況を記録する意味でも重要であり、指導を受ける学校法人においても、改善に向けての強い動機付けに結びつくものである。軽微な違反について、口頭での指導にとどめることもあり得るところであるが、同様の事例が、学校法人によって文書指導になるのか、口頭指導になるのかについて差があることは、平等な取扱いとは言い難く、可能な限り同種事案における同様の処分が行われるべきである。	措置済	令和6年度	過去の取扱いについて整理し、担当者間で共有することにより、可能な限り同種事案について同様の処分が行われるよう対応した。	私学振興・青少年課
20	60頁	意見	【指導方法の基準】 過去の指導の結果については、担当課内で事例を集積しているが、文書指導によるか口頭指導によるかの一定の判断基準を用意するのが望ましい。	措置済	令和6年度	判断基準を策定のうえ、取扱いを統一した。	私学振興・青少年課
21	60頁	意見	【結果の共有】 複数の学校法人で同様の指摘事項が確認された場合は、監査を受けなかった他の学校法人に対しても注意喚起を行うなどして、学校法人の適正運営を図る取り組みに繋げるのが望ましい。	措置済	令和6年度	指摘・指導事項の内容や状況に応じて、必要であれば他の学校法人への注意喚起を行うこととした。	私学振興・青少年課
22	61頁	指摘	【問題の放置】 理事会や評議員会の議事録の有無は、適法な学校運営が行われているかどうかを確認する重要な資料であり、速やかに実際の資料を提出させるべきである。 仮に、議事録が全く作られていない事態が確認された場合は、法令に基づいた学校運営が行われていない疑いが生じるため、事実関係を精査した上で、役員の解職の勧告、補助金の減額なども含めた適切な権限行使して、学校法人の適正運営を実現させるべきである。 特に学校法人Kでは、多額の無利息の貸付金が、理事長に対して行われている。これまで監査人の質問等に対する具体的な回答・反論のない状況にも鑑みれば、その内容は私立学校法が禁止する特別の利益の供与にあたる可能性が極めて高く、是正の必要性が高い状況が強く推認される。 その額は、令和4年度中に1,244万7,571円も増額するなどの状況が認められ、学校法人Kに対する適切な指導監督が急ぎ必要な状況であるにも関わらず、令和5年度中に具体的な対応がなされていないのは、問題性が高いと言わざるを得ない。 長年の放置に加え、法令違反の可能性を排除できない状況にあり、かつ、本包括外部監査にも協力すらしない学校法人の姿勢は到底看過できないものであり、速やかな対応を行なるべきである。	措置済	令和7年度	法人に対して特別検査を実施し、以降も実態についての調査を行い、公認会計士や弁護士などの専門家の意見に基づいた指導方針により、当該法人に対して指導を実施した。 寄付行為に基づいた理事会の開催、議事録の作成を指導するとともに、不適正な支出について会計規定の遵守等により再発を防止するよう行政指導を行った。	私学振興・青少年課
23	62頁	指摘	【市町村との共同】 学校法人Kの法令違反の嫌疑及び同法人の監査・回答拒否の姿勢は、法人が運営する園の今後の存続にも関わる重大なものとも考えられる。今後、これまでの他の不適切事案のような事態とならぬよう、早期対処・予防保全対策が肝要であり、具体的に調査を実施し、存続に影響のある判断を行う場合などは当然のこと、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、管轄する市とも相互に緊密な連携を図りながら協力すべきである。	措置済	令和6年度	4月及び6月に管轄する市と同時に立入調査を実施した。認定こども園の適正運営が図られるよう管轄する市と連携を図る。	私学振興・青少年課

第2章 各部局における補助金の検討結果 【指摘116、意見115】

第2章の1 環境生活部 【指摘20、意見25】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
24	69頁	指摘	【要綱（交付目的）】 要綱の定める目的は、私立学校等の教育条件の維持向上や経営上の健全性を高めることができることが記載されておらず、要綱のみを見ると目的の範囲外に補助金を活用していることにもなりかねないことから、要綱を見直し、経営上の健全性を高める目的も含めた要綱に改めるべきである。	措置済	令和6年度	経営上の健全性を高める目的も含めた要綱に改正済。	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)
25	70頁	指摘	【特別補助事業の配分】 教育改革特別補助事業については、予算策定の段階において、総額を確認することや各補助金の配分基準を明確にするなど、補助事業者にとって一定の予測可能性を持った配分方法を検討すべきである。	措置済	令和6年度	予算編成過程公開資料により補助事業者が補助金額をある程度予測できるようにした。 また、交付決定通知時にどの事業が採択されたかを補助事業者に通知することとした。※令和5年度の採択状況については通知済み	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)
26	72頁	指摘	【特別補助事業の評価】 当該特別補助事業は、私立学校の経営の健全性を高め、私立学校の健全な発達に資することを目的としているが、自身の活動のうち何が補助対象として認められ、何が補助対象として認められないかが判断できなければ、安定した経営は困難であり、毎年の担当課の認定次第で経営が左右されかねない。 実施状況報告書のうち、何が補助対象事業として認められたかどうかは、申請した学校に通知するか、実績を公表するなどして、各学校の予測可能性を確保すべきである。	措置済	令和6年度	申請した学校へ認定事業・不認定事業の通知を行った。	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)
27	73頁	指摘	【特定校の優遇措置】 特定校の優遇措置そのものは、その目的から合理性はあると考えられるが、毎年の部内決裁に基づく配分概要にのみ記載されており、配分の変更等が担当課の判断のみで変更できることは、補助対象校からしても不安定な補助になりかねず、安定的な経営の妨げになりかねない。 特定校の優遇のような措置については、要綱などに具体的に基準を定める等し、優遇措置がどのような場合に終了となるのかなどを事前に検討し、客観的な指標に基づいて運用すべきである。	措置済	令和7年度	特定校の優遇措置について定めた配分基準を作成した。 配分基準の中で、配分ルール終了時の考え方について規定した。	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)
28	74頁	指摘	【補助上限額の設定】 補助対象経費の2分の1を基準に補助するにあたり、学校団体からの適正配分の要望がなされているように、人件費の占める割合は非常に大きく、その補助対象経費の認定にあたっては、一定の制限を設けなければ、必要な金額以上の支出をもたらしかねない。また、現在の上限額も、あらゆる人件費を学校業務における最上位の役職を基準としていては、役職に応じた妥当な人件費を大幅に超えた人件費にまで補助を出すことになりかねない。 人件費は、それぞれの役職等に応じて平均的給与水準などもあることから、補助上限額の設定を見直すだけではなく、当該基準が、毎年の担当課の判断で変更されないように、要綱等に具体的に定めるべきである。	措置済	令和6年度	人件費の補助上限額の設定については、公立学校における教員の給与水準を踏まえた見直しを行い、補助の対象経費を定める補助基準に記載することとした。	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)
29	75頁	指摘	【要綱と異なる交付決定】 要綱の定めは、生徒毎の補助規程であり資格の数に従って補助を行うとは読み取れない。文理上素直に読めば、過大な補助となっているとも考えられる。資格毎の補助であれば、正確に読み取りができるよう要綱の規定を修正すべきである。 また、当該規定は資格取得の推奨を促す目的があると考えられるが、資格を取得した分だけ補助が得られるとすると、1人の生徒が複数の取得を取ることで大幅な補助額の増加をもたらすことになるが、上限なく支出することには、資格取得の推奨という観点から必要以上の支出になると考えられる。 経済性の観点からは、上限を設けることが望ましく、現在の規定どおり、生徒1人当たりを補助の限度額とすべきである。	措置済	令和6年度	上限を設けるのではなく、実際の配分との整合がとれるよう、配分要領を改正した。	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
30	75頁	意見	【配分規定の見直しについて】 現在の予算設定と配分方式を行った場合、今後少子化により生徒の全体数が減少した場合は、予算総額が減少する一方、各学校の補助対象経費に上限を設けなかった場合は、経費を多く支出する学園は、生徒数に比して多額の経費を支出することとなり、学校間の不均衡を招きかねず、財政基盤の強さのみで学校の維持が決まることになりかねない。 これまででは、交付実績を踏まえた補助金の支出となるべく予算策定の配分方法を決めてきた経緯があるが、仮に安定した経営を実現するのであれば、予算配分の方法には、予測可能性をもつた規定の整備や運用が必要不可欠である。 また、補助行政の中で各学校の人事費の支出などに大きな偏りが生じることは、妥当ではなく、各費目の上限を設定するなどして、合理的な補助となるように制度を見直すのが望ましい。	措置済	令和6年度	各学校法人へ当該年度の予算額及び前年度予算の配分実績等を通知し、学校法人における一定の予測可能性を確保した。 また、人件費の補助上限額の設定については、公立学校における教員の給与水準を踏まえた見直しを行う。	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)
31	76頁	意見	【検証（事業評価調書）】 当該補助金の有効性、経済性、効率性を検証するために事業評価調書を作成するのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年2月の予算編成過程の公開（知事査定後）から、私学振興補助金を始めとする私学助成金の事業評価調書の公開を行っている。	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)
32	78頁	意見	【交付決定（補助率・上限額）】 補助金額を適正にするために、請負契約や物品購入について、相見積もりを取るべき基準、入札とすべき基準について、県で統一的な会計規則を設けることが望ましい。	措置済	令和6年度	契約方法の基準例を策定し、年度末に通知することとした。	私学振興・青少年課 (私立幼稚園教育振興費)
33	78頁	意見	【検証（事業評価調書）】 当該補助金の有効性、経済性、効率性を検証するために事業評価調書を作成するのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年2月の予算編成過程の公開（知事査定後）から、私学振興補助金を始めとする私学助成金の事業評価調書の公開を行っている。	私学振興・青少年課 (私立幼稚園教育振興費)
34	79頁	指摘	【有効性】 耐震化は、南海トラフ地震等の自然災害が予測される中、生徒の生命を守る上で重要な取り組みである。後述の耐震対策の一環としても、一日でも早く耐震化が実現できるよう、補助制度の利用を積極的に促すべきである。	措置済	令和6年度	補助制度の活用について、学校法人に対し周知した。今後も、私立学校施設の耐震化と国及び県の補助制度についてあらゆる機会を捉えて周知し、対応を促す。	私学振興・青少年課 (私立学校耐震整備事業費補助金)
35	81頁	指摘	【事業の遂行（指導監督）】 監査人が確認するだけでも、耐震改修を行う努力義務の対象となっている特定既存耐震不適格建築物や、県が指示対象とする特定既存耐震不適格建物が存在しており、各学校の耐震対策が、急がれるべき状況にある。私学振興・青少年課は、これまで繰り返し指導を行ってきたにも関わらず、耐震診断も行われていない状況は看過しがたく、建築物の耐震改修の促進に関する法律に関する行政指導を所管する建築指導課とも連携し、指示の対象となる特定既存耐震不適格建物については必要な指示を行い、本補助金の活用も積極的に行いながら、耐震対策を推進すべきである。	措置済	令和6年度	補助制度の活用について、学校法人に対し周知した。必要に応じ、建築指導課と連携して耐震対策を推進していく。	私学振興・青少年課 (私立学校耐震整備事業費補助金)
36	82頁	指摘	【公表】 事務処理を誤ることなく予算編成過程の公表を行うべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度は予算編成過程の公表を行った。 また、今後、予算要求をした年度については予算編成過程の公表を必ず行う。 なお、令和6年度は予算要求をしていないため公表はしていない。	私学振興・青少年課 (私立学校耐震整備事業費補助金)
37	84頁	意見	【補助金の名称】 予算要求の細々事業名と要綱については、どの補助金に対する要綱かを一読して判別できる程度に、名称を統一するのが望ましい。	措置済	令和6年度	本補助金は令和4年度で終了しているが、今後新たに補助金を作る際は、予算の名称を統一する。	私学振興・青少年課 (私立学校等給食費緊急支援補助金)
38	84頁	指摘	【交付申請（添付書類）】 添付書類の内容に誤りがないか確認すべきである。	措置済	令和6年度	本補助金は令和4年度で終了しているが、今後交付申請の添付書類の内容に誤りがないか確認を行う。	私学振興・青少年課 (私立学校等給食費緊急支援補助金)
39	85頁	意見	【経済性】 予算の検討が不十分であり、より正確な予算策定を行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	補助金の制度創設時（令和4年度）には申請額を精緻に見込むことが困難であったが、次年度からは、実績に応じた予算額としている。	私学振興・青少年課 (私立学校等スクールバス利用料支援補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
40	87頁	意見	【有効性】 物価高騰により保護者の経済環境が厳しくなる中、家計が急変した世帯への支援の必要があるとして予算措置を講じたことは評価すべきことであるが、実際に執行されなかったことに鑑み、今後の同種事例においては予算措置を講じること自体の必要性についても一層吟味することが望ましい。	措置済	令和6年度	予算措置の必要性を検討するとともに、不用額が判明した時点で予算を補正する。	私学振興・青少年課 (授業料軽減臨時特別経費(家計急変拡充分)(国庫))
41	88頁	指摘	【事業実績報告(調査確認)】 約2億円規模の補助金であり、算定の基礎となる数字については、申請者の報告だけに基づくのではなく、定期的にサンプリング調査を行うなど、実数把握のための確認作業を実施すべきである。	措置済	令和6年度	法人に対し現地検査を実施し、教員数や標準給与額等について、実数に関する確認を実施済。	私学振興・青少年課 (岐阜県私学教職員退職金社団補助金)
42	89頁	指摘	【交付申請(時期)】 担当課は、安全対策支援事業費補助金交付申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	措置済	令和6年度	補助金交付申請書を入手した日に收受印を押印することとした。	私学振興・青少年課 (子どもの安全対策支援事業費補助金)
43	90頁	意見	【交付申請(添付書類)】 交付申請書には、客観的な根拠資料を添付させるのが望ましい。	措置済	令和6年度	申請金額の根拠となる書類を添付させることとした。	私学振興・青少年課 (子どもの安全対策支援事業費補助金)
44	92頁	意見	【交付申請(事業目的・内容)】 補助金の予算執行における公平性(公正性)の観点から、補助対象経費に該当するか否かについて、申請時の基準や取扱いができる限り明確化し、その内容を具体的に周知しておくことが望ましい。	措置済	令和6年度	補助対象経費に関するQ&A等について周知を図った。	私学振興・青少年課 (幼児教育緊急環境整備事業費補助金)
45	92頁	指摘	【交付決定(算定方法・金額)】 県の要綱上、幼児教育の質の向上のための保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費への対応事業については、「20%未満の減額を軽微な変更とする」という基準が存在するが、遊具を含むその他の補助メニューについてはそのような基準は存在しない。要綱の趣旨に合致することから軽微な変更に当たるものとして変更交付申請を不要としているが、本来明確な基準が存在しない以上、変更交付申請によるべきである。	措置済	令和6年度	要綱を改正し、軽微な変更の基準を明確化した。	私学振興・青少年課 (幼児教育緊急環境整備事業費補助金)
46	93頁	意見	【交付決定(補助対象経費)】 新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品であるのか、当該物品の性質上、一見して用途の関連性(補助金交付の目的との適合性)が明らかでないものについては、現地調査や具体的な関連性を確認する方法等を検討し、認定の基準を設けることが望ましい。	措置済	令和6年度	本補助金は廃止されたので、意見を踏まえ、他の補助金事務を行っていく。	私学振興・青少年課 (幼児教育緊急環境整備事業費補助金)
47	93頁	意見	【事業実績報告(調査確認)】 ICT化関連機器については、当該機器自体の写真のみでなく、QRコードの利用や初期設定完了画面を示すなど機器の初期設定が完了していることを具体的に確認することが可能な報告を求めるのが望ましい。	措置済	令和6年度	初期設定が完了していることを実績報告時に確認することとした。	私学振興・青少年課 (幼児教育緊急環境整備事業費補助金)
48	94頁	指摘	【交付決定(審査)】 当該補助金は令和元年度から継続されているものであり、令和4年度において高山市等4市町のみが交付申請を行わないという事態は想定し難い。 したがって、所要額調査の時点で、直ちに0円回答を行った高山市等4市町に対して、事実誤認の有無等を確認した上で、適切に補正予算の要求を行い、もって予算不足による他目的補助金の予算流用という処理を回避すべきである。	措置済	令和6年度	所要額調査の結果が0円の市町村は、過年度の実績と比較し、事実誤認の有無を確認する。	私学振興・青少年課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金(未移行幼稚園分))
49	96頁	意見	【補助金の配分理由】 補助金額の上限設定の根拠及び合理性が不明であり、「最少の経費で最大の効果」が挙がっているのかの判断は困難である。補助金の必要性とその根拠を見直し、必要性が判断できない場合は、減額等も含めた予算措置を再検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	時宜を捉えた内容で研修事業等が実施されており、私学団体から継続の要望もあることから、今後は、参加者アンケートの実施など効果測定を図ったうえで、補助を継続する。	私学振興・青少年課 (私学団体等補助金)
50	97頁	意見	【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈できてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するのが望ましい。	措置済	令和6年度	補助対象とする事業について整理を行い、要綱等により規定した。	私学振興・青少年課 (青少年育成県民会議運営費県単独補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
51	97頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 担当課は、実績報告書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	措置済	令和6年度	実績報告書等の文書については、收受した日を明確にするため押印漏れが無いように対応する。	私学振興・青少年課 (青少年育成県民会議運営費県単独補助金)
52	98頁	意見	【検証（事業評価調査）】 3年間全く同じ事業評価は果たして評価を行っているのか疑問が持たれるところである。コロナ禍でも実績が増加していることから、目標値の変動は社会情勢だけが理由ではなく、他の要因も十分に考えられる。コロナ禍など社会情勢を踏まえての評価であるのであれば、その情勢の変化を踏まえ、成果が表れない原因などを分析し、事業の有効性を正しく評価するのが望ましい。	措置済	令和6年度	予算策定時の事業評価にあたっては、情勢の変化を踏まえ、成果が表れない原因などを分析し、事業の有効性を正しく評価できるようにする。	私学振興・青少年課 (青少年育成県民会議運営費県単独補助金)
53	99頁	意見	【有効性】 一団体に対して、長期にわたり固定額の補助金を支出し続けている以上、広く県民に岐阜県青年のつどい協議会が行う活動やその活動の県民の福祉増進に対する有効性等につき、より積極的にホームページ等を用いた広報・周知に努めることが望ましく、また、仮に、時代の変化・変遷とともに、当該補助事業の有効性につき、広く県民の理解を得る程度に明示することが難しい状況に至っているのであれば、前例踏襲として漫然と補助金の交付を継続することなく、廃止の議論も含めて協議・検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	当該団体が行う活動やその有効性等について、広く県民の理解を得られるように、ホームページで周知を行うと共に、当該団体のホームページにおいて、県の補助事業である旨を掲載するよう指導した。	私学振興・青少年課 (岐阜県青少年育成事業補助金)
54	100頁	指摘	【要綱（暴排条項）】 要綱（又は要領）に暴力団排除条項（欠格事由）を設けるべきである。	措置済	令和6年度	暴力団排除条項を設けるよう、要綱を改正し、令和6年度から適用した。	私学振興・青少年課 (岐阜県青少年育成事業補助金)
55	100頁	指摘	【検証（目的達成・既得権）】 毎年度同一内容の評価及びコメントは、実質的に検証・評価が機能していないものと言える。したがって、特に当該補助金のように、一団体に対して、長期間にわたり固定額が支給されているものについては、既得権とならないよう、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を実施すべきである。	措置済	令和6年度	年度ごとに評価に関わる実績を当該団体から聞き取りを行うなどして実態を詳細に把握し、実態に応じた緻密な検証・評価を実施する。	私学振興・青少年課 (岐阜県青少年育成事業補助金)
56	100頁	意見	【検証過程の記録】 当該補助金のように、長期的な補助金については、5年終期到来時において、有効性等の観点から過去の事業を詳細に検証・評価する機会を設けるとともに、同検証作業に際しては、事後的な確認を可能にすべく、その内容の記録化を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	5年終期到来時において、検討に係る議事録などの記録化を行う。	私学振興・青少年課 (岐阜県青少年育成事業補助金)
57	101頁	意見	【検証（自立可能性）】 補助開始から10年が経過する中で、補助金が交付され続けており、県は、自主的運営が可能となっていないと評価している状況である。活動そのものの意義は存在するものの、自主的運営を目指すのであれば自主的運営が可能となるよう補助団体を指導すべきである。仮に、自主的運営そのものが困難であれば、補助金の交付をやめるか、交付の目標を見直すことが必要である。	措置済	令和6年度	収入の改善について、同団体の体制や事業の実施状況を確認したところ、ボランティア団体を構成員とし、現在も安定的な収入の確保が困難であることから、自主運営を求めるのではなく、財政支援を継続することで、団体等の活動の活性化を図り、地域における子育て力及び教育力の向上を図ることとする。また、予算要求資料の記載内容を見直す。	私学振興・青少年課 (地域子育て力向上 広域連携促進事業費補助金)
58	102頁	意見	【要綱（対象経費）】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈できてしまうため、要領等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。	措置済	令和7年度	要綱改正を行い、補助対象となる経費を具体化した。	文化創造課 (芸術文化振興事業費補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
59	103頁	意見	【要綱（算定基準）】 算定基準が不明確であるため要綱の見直しをすることが望ましい。	措置済	令和7年度	公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱の改正を行い、補助金の算定基準を明確にした。	文化創造課 (芸術文化振興事業費補助金)
60	103頁	意見	【要綱（対象経費）】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要領等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。	措置済	令和7年度	公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱の改正を行い、補助対象となる経費を具体化した。	文化創造課 (清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金 (アート体験 国補))
61	104頁	意見	【要綱（算定基準）】 算定基準が不明確であるため要綱の見直しをすることが望ましい。	措置済	令和7年度	公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱の改正を行い、補助金の算定基準を明確にした。	文化創造課 (清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金 (アート体験 国補))
62	104頁	意見	【交付（通常払）】 実績報告書の提出が4月20日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和5年度実績報告書の提出前に執行状況報告書の提出を受け、事業の履行確認を行った。	文化創造課 (清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金 (アート体験 国補))
63	106頁	指摘	【管理費の発生】 本補助金の対象事業は、財団の自主事業として位置付けられている。自主事業は、指定管理業務とは異なり、本来指定管理者が、自身の責任と負担において行う事業である。また、自主事業は、単なる施設の一利用行為に過ぎないことから、指定管理業者が行う必要性はなく、他の事業者が目的外使用許可を受けて行うことができる事業もある。更に、自主事業の収入は、指定管理者自身の収益となり、管理を委託した県の収益となるものではないことから、自主事業のために管理費を上乗せすることは行われないが、このような自主事業に対し、県が指定管理業者に対し補助金を交付すれば、指定管理料の上乗せとも評価され得るものである。 また、本要綱には、補助金対象経費及び算定基準について具体的な定めがなく、上限も設定されていない。そのため、必要な範囲を超えて、財団が委託している事業者に対し、補助金が交付されるリスクのある制度設計になっている。 特に上記Ⅰの子育て支援スペースにおいては、補助事業者より委託を受けるA社は、年間の施設利用者数の増減とは関係なく、毎年10%の管理料を利益として受け取れる仕組みとなっており、経済的合理性があるとは考えがたく、このような業者に委託を続けるだけでは、子育て支援スペースの収益の増加が見込まれるはずもなく、一方的に委託先業者の必要経費を補助するだけの結果にもなりかねない。 そこで、補助金を交付するか否か、補助金の交付額については、財団から委託を受けている事業者の収支等を把握して、毎年の補助の必要性を慎重に検討し判断すべきである。	措置済	令和6年度	子育て支援施設の運営事業者から財団及び県に令和5年度収支状況の報告を受け、収益性を確認し、補助の必要性を検討した。	文化創造課 (ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金)
64	107頁	指摘	【収支の把握】 上記Ⅱのカフェ事業については、過去の経緯から収益が見込めないことから、指定管理料分を補助して維持を図っているが、カフェ事業そのものはその業者の経営努力により、高い収益を獲得できる可能性があることから、一定の収益性が確保できた際には、補助の必要性は認め難いと考える。そのため、今後、補助金の公益性の判断をするために、上記Ⅱのカフェ事業については、その収支を毎年把握すべきである。	措置済	令和6年度	カフェ事業の運営事業者から財団及び県に令和5年度収支状況の報告を受け、収益性を確認し、補助の必要性を検討した。	文化創造課 (ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
65	107頁	指摘	【要綱（対象経費）】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまい、上記のように経済的合理性とは無関係な支出になりかねないため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化すべきである。	措置済	令和7年度	公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱の改正を行い、補助対象となる経費を具体化した。	文化創造課 (ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金)
66	107頁	意見	【要綱（算定基準）】 算定基準が不明確であり、上記のように経済的合理性とは無関係な支出になりかねないため、要領等で具体的に定めるのが望ましい。	措置済	令和7年度	公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱の改正を行い、補助金の算定基準を明確にした。	文化創造課 (ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金)
67	108頁	意見	【事業実績報告（完了日）】 多額の対象経費が発生している部活動については、実績報告の期間を3月とせずに、ある程度の費用が発生した段階で実績報告させることにより、県と学校双方の事務負担を軽減することが望ましい。	措置済	令和6年度	補助対象経費が補助額を大幅に上回っている場合には、学校の状況に応じて、年度末を待たずに実績報告可能である旨を事業計画提出時に周知した。	文化伝承課 (県立高等学校文化部活動振興費補助金)
68	109頁	意見	【交付決定（算定方法・金額）】 補助対象経費の性質や発生額を考慮すると、書類の粒度等手続きを簡略化し事務負担を軽減することを検討するのが望ましい。	措置済	令和6年度	提出様式等について改正し、令和6年度事業分より事務負担の軽減を図った。	文化伝承課 (全国高等学校総合文化祭派遣費)

第2章の2 健康福祉部 【指摘65、意見43】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
69	112頁	指摘	【県単独補助金事業評価調書との整合性】 実際の補助金の内容との整合性を図るべきである。	措置済	令和6年度	予算協議過程で内容に変更があった場合も、漏れなく修正する。	子育て支援課 (子育て世帯負担軽減事業費補助金)
70	114頁	意見	【有効性】 補助金対象事業と類似事業を実施している市町村（特に補助金申請のない過疎地域）については、現地機関のヒアリング等を行い、補助金申請の意向は有するが、要綱の基準を満たさない等の理由で申請に至っていないという事情が存する場合、その要綱の基準を満たす手段・方法（職員配置の見直し等）を協議・調整する等して、全県下において補助金が公正かつ効率的に使用されるよう積極的に支援することが望ましい。	措置済	令和7年度	令和7年度当初予算編成時に市町村に対して、補助金事業を実施しない事情を確認のうえ協議し、令和7年度は全市町村で使用される見込み。	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金)
71	114頁	指摘	【要綱（規則との整合性）】 補助金交付決定通知書における交付条件は、規則・要綱と整合する内容で正確に記載すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年3月4日付で作成した令和5年度の交付決定通知書には、岐阜県補助金等交付規則第6条第2号から第4号に掲げる事項を交付の条件として付しており、改善済みである。	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金)
72	115頁	指摘	【交付申請（添付書類）】 対象経費の支出予定額は審査において重要な表示のため、正しく表示された申請書を提出させるべきである。	措置済	令和6年度	改善報告済み。	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金)
73	115頁	指摘	【交付申請（添付書類）】 正しい年度が記載された申請書を提出させるべきである。	措置済	令和6年度	改善報告済み。	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金)
74	115頁	指摘	【事業の遂行（変更交付申請）】 市町村に対し、各申請書の提出期限を遵守させる等して、誠実に補助事業を履行するよう指導すべきである。	措置済	令和6年度	市町村に対し、各申請書の提出期限を遵守するよう指導する。	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金)
75	116頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 事業実績報告における必要書類の添付漏れや、訂正箇所多数を理由とする後日の書類送付及び全差替え処理は、実質的に提出期限徒過と同視できる。 したがって、市町村に対しては、各報告書の提出期限を遵守させる等して、誠実に補助事業を履行するよう指導すべきである。	措置済	令和6年度	市町村に対し、各報告書の提出期限を遵守するよう指導する。	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金)
76	116頁	意見	【事業実績報告（提出期限）】 市町村が提出期限を徒過（事後的な全面的差替えを含む。）する理由を聴取・分析した上で、国と県との書式の統一を図る等、短期間で漏れなく報告書の作成業務を完遂できるよう、手続の簡略化・合理化を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	国と県の実績報告書の書式の統一を行うとともに、円滑に報告書を作成するためのチェックシートを作成し、市町村へ提供した。	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金)
77	117頁	指摘	【検証（事業評価調書）】 毎年度同一の評価及びコメントは、実質的に検証・評価が機能していないものと言える。 したがって、特に当該補助金のように、複数の事業が存するものについては、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を実施すべきである。	措置済	令和7年度	事業評価について、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を実施するため、当事業をこども計画の指標に位置付け、県として継続的に評価を行う。	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金)
78	117頁	意見	【検証（事業評価調書）】 当該補助金のように、長期的・継続的な補助金については、定期的に有効性等の観点から過去の事業を検証・評価する機会を設けるとともに、同検証作業に際しては、事後的な確認を可能にすべく、その内容の記録化を図ることが望ましい。	措置済	令和7年度	当該事業の有効性を検証・評価する機会を設けること及びその内容の記録化として、当事業をこども計画の指標に位置付け、県として継続的に評価を行う。	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金)
79	117頁	指摘	【その他（書類の保存）】 交付決定通知書における保存期限を、要綱に従って正確に5年間と表記すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年3月4日付で作成した令和5年度の交付決定通知書には、保存期限について5年間と表記しており、改善済みである。	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
80	118頁	指摘	【その他（書類の保存）】 交付決定通知書における保存期限を、要綱に従って正確に5年間と表記すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年3月4日付けで作成した令和5年度の交付決定通知書には、保存期限について5年間と表記しており、改善済みである。	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金(新型コロナ分))
81	119頁	指摘	【要綱（国の要綱との整合性）】 補助率については、補助金の額の算定・交付において重要な要素であるため、従前の運用・慣行等に依拠することなく、要綱に則して処理できるよう、要綱に実際の補助率を規定すべきである。	措置済	令和6年度	改善報告済み。	子育て支援課 (地域子ども・子育て支援事業費補助金(重層支援事業分))
82	120頁	指摘	【実績報告書（内容の正確性）】 決算見込抄本は支出額の決算見込みであり実績報告額算出表の金額の根拠となる書類であるから、確認すべきである。	措置済	令和6年度	実績報告書と決算見込抄本を突合し確認を行った。	子育て支援課 (出産・子育て応援事業費補助金)
83	120頁	指摘	【実績報告書（内容の正確性）】 決算見込抄本について、正確な内容のものを作成するよう指導すべきである。	措置済	令和6年度	改善報告済み。	子育て支援課 (出産・子育て応援事業費補助金)
84	122頁	指摘	【事業実績報告（添付書類）】 上記事実関係①に対しては、別表第6号様式に示された「給食を提供したことが確認できる書類等」を添付させるべきである。	措置済	令和6年度	実績報告書について、必要な書類が添付されるよう、保育所等に指導を行う。 なお、令和5年度において、当該補助金は廃止し、交付金へ変更している。	子育て支援課 (私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金)
85	122頁	意見	【事業実績報告（添付書類）】 上記事実関係②に対しては、別表第6号様式に示された「給食を提供したことが確認できる書類等」として外国語資料が出された場合の対応方針を定めることが望ましい。	措置済	令和6年度	外国語資料が提出された場合の対応については、その都度、第三者が見ても確認できるように適切に対応する。 なお、令和5年度において、当該補助金は廃止し、交付金へ変更している。	子育て支援課 (私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金)
86	123頁	指摘	【要綱（事業内容）】 実施計画書及び実施報告書の記載欄には、委託契約の有無及び契約方式のみが記載されているだけであり、要綱に規定されている内容までは確認できない。よって、補助事業者には、要綱に規定されている内容が確認できる委託契約書などの資料を添付させるべきである。	措置済	令和6年度	補助事業者である市町村に対し委託契約書の添付を依頼しており、該当市町村分について確認済み。	子育て支援課 (地域少子化対策重点推進事業費市町村補助金)
87	124頁	指摘	【検証（事業評価調書）】 事業評価調書には指標を記載すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度当初予算の事業評価調書に記載済み。	子育て支援課 (地域少子化対策重点推進事業費市町村補助金)
88	125頁	意見	【交付申請（事業目的・内容）】 美濃市は、加算Aの場合は手帳の写し、加算Bの場合は診断書の写しを申請時の添付書類とし、確認しているとのことであるが、添付されているのに間違っているのであれば確認しているとは言えない。今後、申請内容に間違いがないよう、正確な確認作業をするよう指導を徹底することが望ましい。	措置済	令和7年度	交付申請の依頼時に、市町村に対して、申請内容に誤りがないよう確認を促すとともに、指導を徹底した。	子育て支援課 (療育支援体制強化事業費補助金)
89	126頁	指摘	【有効性】 補助対象の要件・運用については、その根拠を要綱等に明示し、補助対象事業者の予測可能性を担保した上で、同要綱等に基づき、公平・適正に処理し、もって住民の福祉の増進に努めるべきである。	措置済	令和7年度	補助対象の要件・運用について、本補助金のFAQで明示し、補助対象事業者の予測可能性が担保されるよう今後も努める。	子育て支援課 (低年齢児保育促進事業費補助金)
90	126頁	意見	【有効性】 従前の広報の仕方としては、市町村を対象にしてきたとのことであるが、市町村には当該補助金に関し2分の1の負担があるため、財政上の理由から補助金を利用していない可能性もある。そこで、多子世帯へ当該補助金の周知を徹底するために、保育施設等市町村以外に対しての周知もしていくことが望ましい。	措置済	令和7年度	本事業をホームページに掲載することにより、市町村以外への周知を実施した。	子育て支援課 (第3子以降保育料等無償化事業費補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
91	128頁	指摘	【補助金の名称】 本補助金の名称が「保育環境改善等事業費補助金」であるところ、この補助金の名称と同じ名称の要綱が（岐阜県保育環境改善等事業費補助金交付要綱）が存在するが、当該要綱は、本補助金の根拠要綱ではない。 補助金の名称が非常に紛らわしく、処理の過誤を招きかねない。補助金の名称を決定する際は、他の補助金と混同する可能性がないか、検証すべきである。	措置済	令和6年度	今後名称を付ける際は、配慮する。 なお、「岐阜県保育環境改善等事業費補助金交付要綱」を根拠要綱とする補助金は、令和5年度で終了した。	子育て支援課 (保育環境改善等事業費補助金)
92	129頁	指摘	【交付申請（時期）】 担当課は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。 これについて担当課からは、「申請書については、メールでの提出も認めており、申請日と受理日が同じ場合は、收受印は押印しておりません。他の補助金も同様であり、本補助金のみ指摘とされるべきことではないため、削除願います。」との反論がなされているが、メールでの提出であっても、紙に出力した場合は、書面での提出と同様の取扱いが求められている。	措置済	令和6年度	岐阜県公文書規程に基づき、交付申請書を受理した際は、漏れなく收受印を押印するよう改めた。	子育て支援課 (保育環境改善等事業費補助金)
93	130頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 担当課によれば、補助金の支払をもって事業完了をしているが、県の取扱いは、間接補助事業等が完了したときが完了としている。基本的には、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。	措置済	令和6年度	県の取扱いに従って、適切に執行する。	子育て支援課 (保育環境改善等事業費補助金)
94	131頁	指摘	【要綱（補助割合）】 歳出事項別明細調書には、適切な補助割合を記載すべきである。	措置済	令和6年度	令和7年度当初予算資料作成時に、歳出事項明細調書の記載事項を、正しい補助割合に修正した。	子育て支援課 (医療的ケア児支援事業費補助金)
95	132頁	指摘	【交付決定（審査）】 県及び国の要綱上、対象経費（かかり増し経費）の具体的な内容については、職員が勤務時間外に施設内の消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金とされ、少なくとも感染症対策に関するものであることは必要と考えられている以上、他県の運用を参考にするなどして、最低限の客観的資料の提出は要求すべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度で本補助金は終了している。今後、同様の補助事業を実施する際は、客観的資料の収集に努める。	子育て支援課 (保育所等新型コロナウイルス感染症対応支援事業費補助金)
96	132頁	指摘	【事業実績報告（完了日）】 実績報告の期限について、そのような取扱いを認める根拠規定が存在しない以上、要綱の定めに違反しない運用とするか実態に即した規範を整えるべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度で本補助金は終了したが、今後は実態に即して要綱を定める。	子育て支援課 (保育所等新型コロナウイルス感染症対応支援事業費補助金)
97	133頁	意見	【有効性】 本補助金は、実際に補助金を活用し、不妊治療が行われることで初めて少子化対策の効果が發揮されるものであり、補助する自治体が増えることが目的とは評価し難い。補助が存在しながらも活用されないことの原因やそもそも補助が必要な件数などを検討することが、少子化対策につながることから、何故活用されなかつたかの検証が望ましい。	措置済	令和6年度	令和4年度で本補助金は終了している。今後、活用されていない補助金があった場合、補助対象にヒヤリングするなど実態を把握し検証を行う。	子育て支援課 (一般不妊治療（人工授精）助成事業費補助金)
98	134頁	意見	【要綱（対象経費）】 各市町村の要件が、岐阜県の実施要領との違いがある場合は、補助対象の誤りが生じないよう、各市町村に不整合を伝え、整合性を図るのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和4年度で本補助金は終了している。今後、同様の補助事業を実施する際は、岐阜県が定める要件と合致していることがわかる挙証書類を求め、不整合がある場合は整合性を図るよう指導を行う。	子育て支援課 (一般不妊治療（人工授精）助成事業費補助金)
99	134頁	意見	【要綱（暴排条項）】 各市町村の要件が、岐阜県の実施要領との違いがある場合は、補助対象の誤りが生じないよう、各市町村に不整合を伝え、整合性を図るのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和4年度で本補助金は終了している。今後、同様の補助事業を実施する際は、岐阜県が定める要件と合致していることがわかる挙証書類を求め、不整合がある場合は整合性を図るよう指導を行う。	子育て支援課 (一般不妊治療（人工授精）助成事業費補助金)
100	135頁	指摘	【事業実績報告（添付書類）】 建物平面図及び立面図、建物内外主要部分の写真を添付するべきである。	措置済	令和6年度	改善報告済み。	子育て支援課 (放課後児童クラブ施設整備費補助金)
101	136頁	指摘	【要綱（事業内容）】 要綱を訂正するべきである。	措置済	令和6年度	改善報告済み。	子育て支援課 (児童館等整備費補助金（単建）)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
102	136頁	指摘	【書類の保存】 交付決定通知書における保存期限を5年間と表記訂正すべきである。	措置済	令和6年度	改善報告済み。	子育て支援課 (児童館等整備費補助金(単建))
103	137頁	意見	【検証(低補助率)】 ガソリン代の上昇分の計算であるので個別の実績を報告させる必要性はなく、県の価格調査結果の金額を使うなど、より使いやすいものとするため、申請要件に工夫を行うのが望ましい。	措置済	令和6年度	改善報告済み。	子育て支援課 (私立保育所等送迎バス利用料支援事業費補助金)
104	139頁	指摘	【検証(事業評価調書)】 事業評価調書は補助金の効果や継続などを検討する上で重要な資料であり、正確に記載すべきである。	措置済	令和6年度	令和7年度当初予算資料作成時に、事業評価調書の記載事項を正確な文言に修正した。	子育て支援課 (産休等代替職員設置事業費補助金)
105	141頁	指摘	【有効性】 そもそも未就園の子育て家族に、幼稚園・保育園を通じて配布することは、既に就園している子育て家族しか情報が渡らず、十分な事業効果があるとは考え難い。産婦人科等に紙媒体を置くことによる有効性については、実際に未就園前の子育て家庭が手に取り読んでいるかも調べたうえで、有効性が認められるのか検討すべきである。	措置済	令和7年度	令和6年度のアンケート調査により、未就園の子育て家庭に対する配布を半数以上の保育施設において、様々な機会を活用して配布していることが確認できた。また、配布先については、フリーペーパーの委託先である岐阜新聞が、広報先としている0歳から6歳までの親に有效地に届くものとして選定しているものであることを確認	子育て支援課 (保育所ふれあい活動推進事業費補助金)
106	142頁	意見	【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈できてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。	措置済	令和7年度	補助目的が達成されるよう交付申請時の通知に対象経費を明記した。	子育て支援課 (保育所ふれあい活動推進事業費補助金)
107	142頁	意見	【検証(事業評価調書)】 既に達成した指標をかけ続けるのは妥当ではなく、見直すのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和7年度当初予算編成において指標を見直し、補助対象とする研修事業の成果として、「保育心理士の資格取得者数」を新たな指標に設定した。	子育て支援課 (保育所ふれあい活動推進事業費補助金)
108	143頁	指摘	【実績報告書(内容の正確性)】 補助金交付先(委託先事業者を含む。)に対しては、実績報告書の日付を「令和5年」と正確に記載させるとともに、訂正版の提出に際し、過去日付ではなく、現に受領した日の受領印としてこれを正確に処理させ、もって訂正の経緯等が事後的に確認・検証できるようにすべきである。	措置済	令和6年度	訂正経緯がわかるよう適切に処理する。	子育て支援課 (小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金)
109	145頁	指摘	【有効性】 効果の検証として、当該補助金が影響を与えた側面はあるにしても実際に数年来利用実績がない事から果たして有効と評価できるかは疑問である。ファミリー・サポート・センターの設置にあたり、より効果的な予算の利用ができるよう、市町村のニーズも踏まえた予算の活用を検討すべきである。	措置済	令和7年度	ファミリー・サポート・センター事業費補助金は、令和6年度をもって廃止した。	子育て支援課 (ファミリー・サポート・センター事業費補助金)
110	145頁	指摘	【効率性】 予算が使われていないのに、効率性を評価することは困難であることから、評価の方法を見直し、予算の有効活用を検討すべきである。	措置済	令和7年度	ファミリー・サポート・センター事業費補助金は、令和6年度をもって廃止した。	子育て支援課 (ファミリー・サポート・センター事業費補助金)
111	146頁	意見	【有効性】 補助金申請がない理由を交付予定事業者等から聴取・分析した上で、補助金が有効に使用されるよう周知の徹底又は制度設計の見直し(廃止を含む。)等を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	当該事業は令和5年度末で廃止済み。	子育て支援課 (子育て体験活動活性化促進補助金)
112	147頁	指摘	【経済性】 事実上国の判断に依拠するところとなっている実情があるにしても、実際の参加にあたる以上は、最低限の資料としての価格の検証資料を取得すべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度補助事業から、資料を徴取した。	子育て支援課 (保育士資格取得等手続のオンライン化推進事業費)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
113	148頁	指摘	【事業実績報告（調査確認）】 システムが構築出来ていることと同時に、補助金が適切に使用されているかを確認すべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度補助事業から、資料を収集した。	子育て支援課 (保育士資格取得等手続のオンライン化推進事業費)
114	148頁	指摘	【有効性】 交付先団体の収支状況を踏まえると、補助金の廃止を検討すべきである。	措置済	令和7年度	岐阜県保育研究協議会運営費補助金は、令和6年度をもって廃止した。	子育て支援課 (岐阜県保育研究協議会運営費補助金)
115	149頁	意見	【有効性】 執行率から考えると、継続する必要があるのか疑問である。国の補助金を活用するのであれば、積極的な活用を促すのが望ましい。	措置済	令和7年度	県ホームページに掲載するとともに、市町村へ補助金を周知した。	子育て支援課 (保育対策等促進事業費)
116	150頁	意見	【有効性】 保育士資格の取得を促進することを目的としているので、県内全域への補助金の周知を図ることが望ましい。	措置済	令和7年度	県ホームページに掲載するとともに、市町村を通じて周知した。	子育て支援課 (保育士資格取得支援事業費補助金)
117	151頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 保育士として登録された日が令和4年11月14日であるが、実績報告書が令和4年12月23日に提出されている。補助事業が完了した日から20日以上経過しており、実績報告が提出期限までに回収されていない。実際に保育士証が届くまでに日数がかかることを考慮すると、保育士登録がなされた令和4年11月14日を事業完了日としてこの日から20日以内に実績報告書を回収することは困難である。実態に合った実績報告書の提出期限を要綱で定めるべきである。	措置済	令和7年度	実績報告書の期限を、弹力的に設定できるように交付要綱を改正した。	子育て支援課 (保育士資格取得支援事業費補助金)
118	153頁	指摘	【交付決定（審査）】 実績報告書は提出期限内に提出すべきである。本件は、事業完了後に補助金の交付申請を受け付けているが、このような場合に備えた実績報告書の提出期限を要綱に定めるなどの対応を検討すべきである。	措置済	令和7年度	令和7年1月に補助金交付要綱を改正し、実績報告書の提出期限を定める対応を行った。	子ども家庭課 (児童養護施設等施設整備費補助金)
119	153頁	意見	【交付決定（現地調査）】 工事の完成を確認する記録は重要であり、検査調書は、全ての工事において作成するのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和5年度に実施した全ての工事において検査調書を作成済みである。	子ども家庭課 (児童養護施設等施設整備費補助金)
120	156頁	意見	【有効性】 補助の対象者となる者に、本補助金の存在自体が知られていない可能性もあることから、対象となり得る家庭等に事業の存在を周知し、必要とする家庭により利用を促す事が望ましい。	措置済	令和6年度	給付金事業については、県ホームページに掲載して周知している。 また、市町村に対し、令和6年6月25日に実施した子どもの貧困対策市町村担当者会議で事業の周知を図った。	子ども家庭課 (母子家庭等援護事業費)
121	157頁	意見	【事業評価調査】 当該補助金のように、内容の異なる複数の事業が存するものについては、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を行うのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和7年度当初予算の事業評価調査を作成する際に、内容が異なる事業ごとの実績に応じた事業の検証・評価を行った。	子ども家庭課 (母子家庭等援護事業費)
122	158頁	意見	【事業実績報告（添付書類）】 当該補助金については、補助対象が令和4年4～9月発生分と申請時点での実績が出ているため、実績報告書に添付の処遇改善内訳も含めて全ての書類を申請時に作成させるなど県と事業者双方の事務負担を軽減するのが望ましい。	措置済	令和6年度	当該補助金は、令和4年度で終了していることから、今後、同様の補助金が発生する場合には、ご意見を踏まえ、県と事業者双方の事務負担が軽減できるような方策を検討する。	子ども家庭課 (児童養護施設等従事者処遇改善事業費補助金)
123	160頁	意見	【交付申請（添付資料）】 補助金の支出の条件である資料については、補助金の資料として写しを綴るのが望ましい。	措置済	令和6年度	補助金の資料として写しを綴るよう改めた。	子ども家庭課 (児童福祉施設退所者等アフターケア事業費)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
124	161頁	意見	【検証（事業評価調査）】 他の事情をもって事業の有効性があると評価することは否定しないが、事業の有効性の評価の際には、目標とする指標の変動を踏まえた評価を行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	当該補助金については、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の対象となったことから、令和5年度末で廃止した。	子ども家庭課 (児童福祉施設退所者等アフターケア事業費)
125	162頁	意見	【交付申請（添付書類）】 補助金の申請において、保険加入は必須とされる重要な要件であることから、取扱いを統一化し、全ての市町村において保険加入の事実を証する資料の確認を行うことが望ましい。	措置済	令和7年度	令和6年7月12日に発出した交付申請書の提出依頼通知により、事業計画書等に傷害保険加入の事実を証する資料を添付することを市町村へ周知した。 また、実績報告書の提出依頼メールにおいても、上記資料の提出について、周知を行った。	子ども家庭課 (子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金)
126	163頁	意見	【交付決定（経済性・効率性）】 補助事業者の契約に県の入札に関する規定の適用が及ばないとしても、補助金の原資が税金であること及び補助事業者間で統一的な取扱いを行うこと等の観点から、一定額以上の契約については入札又は何社以上の相見積りを要する等、その契約の方法を要綱・要領等によって定めることが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年4月に実施した各施設との事前協議において十分な制度趣旨等の教示を行い、公平・公正性をもって契約事務を行うよう、周知徹底を図った。	子ども家庭課 (児童養護施設等エネルギーコスト削減推進事業費補助金)
127	164頁	指摘	【添付資料】 交付申請の添付資料については、正確なものを保存すべきである。	措置済	令和6年度	交付申請の添付書類について、正確なものを保存済みである。	子ども家庭課 (育児指導機能強化事業費補助金)
128	167頁	意見	【検証（事業評価調査）】 当初から変わらない目標数値を掲げるだけでは、補助金の目的の達成の評価ができるとは考え難い。より一層の充実が必要であるなら、支える民間団体を増やす目標値を設定するか、団体の数字以外の指標として、当該活動により何件の相談に対応したか等の内容の実数を評価するなどして、目標達成を確認できる数値目標とするのが望ましい。	措置済	令和6年度	関係団体が参加する会議において意見聴取し、補助対象の拡充等を検討するとともに、令和7年度当初予算における指標として、連携する民間団体の数を増やす目標値を設定した。	子ども家庭課 (民間シェルター確保等事業費補助金)
129	167頁	指摘	【公表】 正確な表記に改めるべきである。特に予算要求資料の中で、補助率は重要な事項であることからしても不正確な数字とならぬよう丁寧な作成が行われるべきである。	措置済	令和6年度	指摘を踏まえ、標記内容を複数人で確認するなど、予算要求資料の丁寧な作成に努めた。	子ども家庭課 (民間シェルター確保等事業費補助金)
130	168頁	意見	【有効性】 補助金の予算と決算額の乖離が大きい。予算をより活用するのが望ましい。	措置済	令和7年度	意見を踏まえ、予算要求時は各施設の意向を確認し、その意向に従い予算を確保。年度末の施設長会において、予算説明を行う中で活用を促した。また、6月～7月にかけて行う施設ヒアリングにおいても活用に変更が生じていないか口頭確認を行った。	子ども家庭課 (児童養護施設等職員資質向上事業費)
131	169頁	指摘	【検証（目的達成・既得権）】 連合会の運営機能に現状課題があることから、今後も継続的に運営費を補助していく上では、現在の母子寡婦からのニーズや会員・利用者の年齢構成等を把握し、「県内のひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に寄与する」という目的の達成が可能か、団体の補助適格性について検証すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度の交付申請において、団体の補助適格性についての検証を行ったうえで、交付を行った。	子ども家庭課 (県母子寡婦福祉連合会補助金)
132	170頁	指摘	【交付申請（時期）】 現在の要領に従い、退所児童支援計画の添付が必要であるならば、交付申請書については、年度の初めにおいて計画を提出するようにし、計画的な退所者支援を行うべきである。また、担当課が説明するように、流動的な支援に対する支出を対象とするのであれば、実際の運用に沿った要領に見直すべきである。	措置済	令和6年度	計画的な退所者支援を行うよう、令和6年度から交付申請書の提出期限を早めることとし、適切な制度運用に繋げた。（例年3月のところ、1月に早めて実施）	子ども家庭課 (児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金)
133	171頁	意見	【額の確定（実績調査）】 システムの関係上、実際の起案日とは異なる文書が作成されたのであれば、その旨を別に記録するなどして、支出負担行為額の変更について、適切な日付で決裁文書を処理するのが望ましい。 この点、担当課からは、当該処理自体は、県のシステムの関係に則り適切な対応の結果であつて、監査人からの指摘を受けたとしても担当課では対応できないとのことであり、県としても、事務処理の方式が整っていないことから、担当課には意見にとどめるものとする。	措置済	令和6年度	当課としては、全般的なシステム運用に沿って事務処理を行っており、今後も適正な会計処理を行う。	子ども家庭課 (児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
134	171頁	指摘	【額の確定（実績調査）】 財務会計システムにおいて、一定の作業を行った場合に、実際の日付とは異なる日付でしか文書処理が行えず、本来作成すべき文書が作成できないという状況は、適切な財務会計システムとは評価し難い。現在のシステム改修も含めて、正確な文書処理を行う方法を検討すべきである。	措置済	令和7年度	財務会計システムを改修し、R6年度の額確定からは実際の日付で処理が可能となっている。	出納管理課 (児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金)
135	172頁	意見	【額の確定（実績調査）】 会計年度区分について疑いが生じる状況やシステム上の異なる日付の文書が作成される事態を招かぬよう、期日にゆとりが持てるよう申請案内等の全体的な事務手続を見直すことが望ましい。	措置済	令和6年度	会計規則に則った処理であり、適切に対応したものと考えているが、今後、疑念を持たれることの無いよう、早期の事務処理に努める。	子ども家庭課 (児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金)
136	173頁	指摘	【交付申請（時期）】 交付申請書の提出期限を早めるか、交付要綱における実績報告書の提出期限を修正するべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度から交付申請書の提出期限を早めることとし、適切な制度運用に繋げた。（例年3月のところ、1月に早めて実施）	子ども家庭課 (児童養護施設等職員人材確保事業費補助金)
137	174頁	意見	【有効性】 十分な予算を確保していることは評価される点ではあるが、社会的意義のある補助金であることから、積極的に活用されるよう、制度の周知を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	当補助金は、令和5年度から国から市町村への直接補助に変更となったため、県における補助金の執行はないが、市町村担当者会議などを通じて、制度の周知を図った。	子ども家庭課 (身元保証人確保対策事業費)
138	176頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 実績報告書が事業後30日後までに提出されていないことから、提出期限を守らせるべきである。	措置済	令和6年度	本補助金は令和4年度の単年度事業のため終了しているが、他の補助金の令和5年度の実績報告において、期限の順守について指導を行い、期限内に提出がされている。	子ども家庭課 (中部地区母子寡婦福祉研修大会開催費補助金)
139	177頁	指摘	【有効性】 毎年度市町村への説明等を行っているにもかかわらず、当該補助事業の開始以降1件も給付実績がない点については、その原因として、当該補助金の制度が県民の需要に合致していないこと及び県民が同制度の存在を認識できていないことが考えられる。 したがって、当該補助金がセーフティーネットとしての役割を担う点にも鑑みれば、県民の需要に即した制度・要件の変更を検討することや、市町村の説明に留まらず、県のホームページの活用及び高卒認定試験のための所謂受験予備校等にパンフレットを配布する等、当該補助金の認知・利用促進のため、より積極的な広報に努めるべきである。	措置済	令和6年度	令和6年6月25日実施した子どもの貧困対策市町村担当者会議で周知を図った。 引き続き、市町村に対して担当者会議等の機会をとらえて周知していく。 また、県のホームページに掲載し、県民に対して周知を実施した。	子ども家庭課 (困窮世帯高卒認定資格取得支援事業費補助金)
140	178頁	指摘	【有効性】 補助金の目的自体は重要であり、必要性も認められるが、支援が必要な子どもに、より活用され、目的が達成されるような仕組みに見直すとともに、市町村等の関係団体への周知も十分に行うべきである。	措置済	令和6年度	令和6年6月25日実施した子どもの貧困対策市町村担当者会議で周知を図った。 引き続き、市町村に対して担当者会議等の機会をとらえて周知していく。	子ども家庭課 (生活困窮者等学習活動等支援事業費補助金)
141	178頁	指摘	【検証（事業評価調査）】 事業評価調査は補助金の効果や継続などを検討する上で重要な資料であり、その中でも補助効果は重要度が高い。評価調査は正確に作成するべきである。	措置済	令和6年度	資料の作成にあたっては、複数人で確認するなど丁寧な作成に努める。	子ども家庭課 (生活困窮者等学習活動等支援事業費補助金)
142	179頁	意見	【事業の遂行（変更交付申請）】 照会時等に、変更申請をしない市町村については県の担当課にあらかじめ変更申請をしない旨をメールで連絡するか書面の提出をする旨を明記して連絡することが望ましい。	措置済	令和6年度	補助金の変更申請等、該当しない旨の確認を要する事案の照会時には、あらかじめその旨のメールによる報告を求める明示して連絡することとしている。	国民健康保険課 (乳幼児医療費負担金助成費)
143	180頁	指摘	【事業の遂行（変更交付申請）】 担当課は、当初申請書だけでなく、補助金変更交付申請書についても、県への到着日を明確にする必要性から収受印を押すべきである。	措置済	令和6年度	文書等の受領時には、収受印の押印を徹底している。	国民健康保険課 (父母子家庭等医療費負担金助成費)
144	182頁	指摘	【交付申請（添付書類）】 担当課によれば、補助金額の確定及び支払いを行う際の審査には職員名簿を添付しているとのことであるが、補助金額の確定に必要な書面である以上、交付申請時にも職員名簿の添付を徹底すべきである。	措置済	令和7年度	交付申請書の審査において、添付書類に不足が生じないように確認を徹底した。	医療整備課 (地域周産期母子医療センター運営事業費補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
145	182頁	意見	【事業実績報告（添付書類）】 実績報告書は、手書きでの修正ではなく、提出者に修正させ再提出させたものを保管することが望ましい。	措置済	令和7年度	令和6年度の実績報告書の審査にあたっては、修正が必要となった場合には、手書きの修正ではなく、提出者に修正させ再提出させることを徹底した。	医療整備課 (地域周産期母子医療センター運営事業費補助金)
146	185頁	指摘	【有効性】 岐阜県の主催する新生児蘇生法講習会にて、講師を務めるインストラクターの育成のための補助金であることから、当該補助金の活用を促すため、周知の徹底を図ったうえで活用を促すべきである。そのうえ、利用実績がない場合には、利用されない原因を確認し、廃止も含めた補助金のあり方を検討するべきである。	実施中		手上げ方式の補助金であることから、令和6年度からは、県内の三次周産期医療機関に対して補助制度の案内を行うなど、当該補助金の周知の徹底を図り、活用を促した。 令和7年度からは、対象を医師のみから看護師等へ拡充する。	医療整備課 (地域周産期医療体制強化事業費)
147	185頁	指摘	【検証（事業評価調書）】 補助金については、県単独補助金事業評価調書を作成すべきである。	措置済	令和6年度	令和7年度当初予算要求資料作成時より、補助金については、県単独補助金事業評価調書を作成した。	医療整備課 (地域周産期医療体制強化事業費)
148	187頁	意見	【要綱（補助割合）】 寄附講座に対する補助割合を10分の10とする根拠に乏しいと思われるため、補助理由や補助割合を再考することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和7年度から以下の見直しを行う方向で財政協議を実施した。 市町村が直接実施する寄附講座は、実態に合わせ、以下のとおりとする [補助率] 10/10 → 1/2 [上限額] 10,000千円 → 20,000千円 ただし、事業費が10,000千円に満たないもので初年度申請時に複数年実施が想定されていたものについては、経過措置を設けることで調整した。	医療福祉連携推進課 (地域医療確保事業費補助金)
149	187頁	指摘	【事業実績報告（完了日）】 県は間接補助金の完了が年度内に終了するように市町村に指導すべきである。	措置済	令和6年度	県から通知を発出し、令和6年度事業から、補助事業者である市町村に対して、間接補助事業者に対する間接補助金の交付を年度内に完了するよう指導を徹底することとした。	医療福祉連携推進課 (地域医療確保事業費補助金)
150	187頁	指摘	【額の確定（適合性）】 給与費が補助対象経費となるものか否かを事業実施報告書の記載から判別できるよう、記載させるべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度事業から、市町村に対して給与費が補助対象経費かどうかが判別可能となるような事業実績報告書の作成を指導し、必要に応じて追加資料の提出を求ることにより、補助対象経費の確認を徹底することとした。	医療福祉連携推進課 (地域医療確保事業費補助金)
151	188頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 保管された資料からは、実績報告書のみをもって履行確認を行ったと誤解されうる。電話等で確認した記録が一切残っていないため、その記録を書面にして残すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度に確認した実績報告書では、提出された書類で確認が完了したため、電話等別途の確認は必要なかった。 今後、電話等により事業の完了確認を行った場合は、当該記録を書面に残すよう徹底する。	医療福祉連携推進課 (病院内保育所運営費補助金（基金）)
152	190頁	意見	【検証（少額補助）】 必要性が認められる補助金とは考えるが、執行率が低いことから、その原因を確認し、より活用を促す取り組みを行うか、実態を反映した予算組みを行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	予算要求にあたっての各医療機関へのニーズ調査時に改めて補助対象経費や積算方法について周知した。 病院からの要望金額を精査したうえで、直近3年間に補助実績がある病院は過去実績を参考に予算要求し、実績がない病院は予算化しない対応とした。	医療福祉連携推進課 (病院内保育所夜間運営費補助金)
153	191頁	指摘	【交付申請（時期）】 交付申請期限が10月21日とされており、交付申請期限を超過した申請である。申請期限を遵守させるべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度事業以降、事業計画書を提出した医療機関に対して交付申請期限の厳守について改めて周知することにより期限内申請を徹底することとした。	医療福祉連携推進課 (女性医師等就労環境改善事業費補助金（基金）)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
154	192頁	意見	【額の確定（実績調査）】 実績報告書の提出が4月5日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年度事業以降、実績報告書の提出が4月1日以降になる場合は、年度末までに事業の終了報告を状況報告書などの書面で提出させるよう徹底していく。また、電話等により追加確認を行った場合は、当該記録を書面に残すよう徹底することとした。	医療福祉連携推進課（女性医師等就労環境改善事業費補助金（基金））
155	193頁	意見	【要綱（対象経費）】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈できてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するのが望ましい。	措置済	令和6年度	補助要綱の改正（R6.4.1）により、「必要な経費」を「次に掲げる必要な経費」とし、報償費及び旅費等補助対象となる経費を具体的に明記した。	医療福祉連携推進課（医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金（基金））
156	193頁	意見	【要綱（算定基準）】 補助金交付要綱に添付される別表において、交付決定に関する基準額について記載されるが、「予算内で知事が定めた額」とされており具体性がない。そのため、基準額について具体的な金額を明示することが望ましい。	措置済	令和6年度	基準額に具体的な金額を明示することに関して、他の類似する補助金交付要綱等を参考にしつつ、補助対象事業者等関係者を含めて検討していくこととした。	医療福祉連携推進課（医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金（基金））
157	194頁	指摘	【交付申請（時期）】 担当課は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度事業は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすることを徹底した。	医療福祉連携推進課（医師育成・確保コンソーシアム事業費補助金（基金））
158	195頁	指摘	【交付申請（時期）】 交付申請期限が10月21日とされており、交付申請期限を超過した申請である。申請期限を遵守させるべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度事業以降、事業計画書を提出した医療機関に対して交付申請期限の厳守について改めて周知することにより期限内申請を徹底することとした。	医療福祉連携推進課（産科医等育成・確保支援事業費補助金）
159	195頁	意見	【額の確定（実績調査）】 実績報告書の提出が4月5日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年度事業以降、実績報告書の提出が4月1日以降になる場合は、年度末までに事業の終了報告を状況報告書などの書面で提出させるよう徹底していく。また、電話等により追加確認を行った場合は、当該記録を書面に残すよう徹底することとした。	医療福祉連携推進課（産科医等育成・確保支援事業費補助金）
160	196頁	指摘	【交付申請（添付書類）】 補助金の交付の適否に係る資料であることから、適切に管理・保存すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度事業の交付申請について、適切な形に整えられた書類が添付されているか確認し、受理した。	医療福祉連携推進課（小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費補助金）
161	197頁	指摘	【交付決定（審査）】 補助金の交付の適否に係る項目であることから、正確に審査すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度事業の交付決定に当たり、医療的ケア判定書を含む交付申請書類について、担当者と副担当者のダブルチェックを実施し、審査の正確性を確保した。	医療福祉連携推進課（小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費補助金）
162	198頁	指摘	【交付申請（時期）】 担当課は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度事業は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすることを徹底した。	医療福祉連携推進課（三次周産期医療機関分娩体制整備臨時支援事業費補助金）
163	200頁	指摘	【交付申請（事業目的・内容）】 補助事業においては、工事着手前に着手予定の工事について交付申請を行い、交付決定後に、事業に着手することとなるため、進捗度に応じた交付申請を行うにしても、補助事業者においては、工事着手前に年度内に完成する工事の交付申請を行い、交付決定の内容にしたがった工事を行うよう指導すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度は、該当事業の申請はなかった。 今後の申請においては、進捗度に応じた申請に限らず、通常の申請においても、工事着手前に年度内に完成する工事の交付申請を行うよう指導する。 また、交付要綱第6条に基づき、緊急かつやむを得ない事由により、交付決定前に事業に着手する事業者がいる場合は、あらかじめ補助金交付決定前着手届を提出するよう周知していく。	医療福祉連携推進課（病院内保育所施設整備事業費補助金（基金））

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
164	201頁	指摘	【交付申請（時期）】 担当課は、申請書を入手した日に收受印を押印し、入手した日を明確にすべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度事業からは、受領日の收受印を押印し、受領日を明確にすることを徹底した。	医療福祉連携推進課 (小児・障がい児者在宅医療支援福祉人材育成・確保事業費補助金)
165	201頁	指摘	【交付申請（事業目的・内容）】 担当課は、補助実施事業者が第三者への業務委託をする際には、その契約において業務委託内容を明確にするように指導すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度事業の交付申請について、看護、リハビリ、口腔ケアのうちいずれの専門職を招へいするものを明確にした委託契約書の添付を求め、確認した。 なお、令和4年度、令和5年度とも実績報告書において、招へいした専門職の記載と挙証資料の添付を求めており、補助目的を満たしていることを確認している。	医療福祉連携推進課 (小児・障がい児者在宅医療支援福祉人材育成・確保事業費補助金)
166	203頁	意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	岐阜県介護人材育成事業者認定制度における介護事業者に対する現地ヒアリング等の機会をとらえ、当補助金の有効性について意見聴取を実施した。	高齢福祉課 (介護人材育成事業者認定制度実施事業費)
167	203頁	指摘	【事業の遂行（指導監督）】 評価結果表内の「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」欄は、受審した事業者が、受審を通じて得られた知見や感想などを記載するものである。そのため、評価機関において作文することが予定されているものではない。 福祉サービス第三者評価は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるために実施されるものである。そのため、第三者評価結果を事業者が受け入れることが重要であり、「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」は、事業者自らが作成するのは当然である。 この点を事業者が作成していないとすれば、事業者が受審し、第三者評価結果を確認していることにも疑義が生じ、受審自体の意義を失わせかねず、当該補助を交付する意味を失うことになりかねない。	措置済	令和6年度	(高齢福祉課) 令和7年度申請分について、受審した事業所自らが評価結果表内の「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」欄に記載を行っている事実確認を行った。	高齢福祉課、地域福祉課 (介護人材育成事業者認定制度実施事業費)
				措置済	令和6年度	(地域福祉課) 評価機関から評価結果の報告があった際に、「第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」欄の確認を行うようしている。疑義がある場合には、評価機関への確認および指導を行う。	
168	204頁	意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	過去に本補助金の交付実績がある事業者にアンケートを実施し、補助金の有効性について確認を行った。	高齢福祉課 (介護事業所内保育施設運営費補助金)
169	205頁	指摘	【交付決定（審査）】 通知書には、正しい参考条文を記載すべきである。	措置済	令和6年度	参考条文が誤っていた通知について、令和5年度中に全て訂正を行った。引き続き、通知書に正しい参考条文を記載するよう徹底する。	保健医療課 (地域自殺対策強化事業費(新型コロナ分))
170	206頁	意見	【額の確定（実績調査）】 実績報告書の提出が4月であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和5年度当該補助金の検査から補助事業者に対して、状況報告を求め、事業の完了を書面により確認した。	保健医療課 (地域自殺対策強化事業費(新型コロナ分))
171	207頁	指摘	【事業実績報告（内容の正確性）】 決裁において、必要事項が記載された書類が揃っていることを確認して手続を行うべきである。	措置済	令和6年度	当該指摘以降、決裁において、必要事項が記載された書類が揃っていることを確認して手続を行うよう更に徹底した。	保健医療課 (地域自殺対策強化事業費)
172	208頁	意見	【額の確定（実績調査）】 実績報告書の提出が4月10日であるのに検査調書の作成日が3月31日であることからすると、実績報告書以外の書面で最終的な検査を行っていると考えられるが、どのように確認を行ったかが書面上不明であった。状況報告書を活用するなどして、事業の終了報告を事前に提出させるのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和5年度当該補助金の検査から補助事業者に対して、状況報告を求め、事業の完了を書面により確認した。	保健医療課 (地域自殺対策強化事業費)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
173	209頁	意見	【交付決定（算定方法・金額）】 岐南町、笠松町、池田町、関市、七宗町、瑞浪市、垂井町の交付決定額が必要以上に認められているとも考えられる。実態に見合った交付申請がなされるよう各市町村に指導するのが望ましい。	措置済	令和6年度	左記の市町村を中心に、令和5年度の交付申請が実態に見合ったものとなるよう、令和5年10月に各市町村に聞き取り指導を行った結果、実態に見合った交付申請の提出があり、交付申請に基づき令和6年2月7日に交付決定を行った。	保健医療課 (小児がん患者ワクチン再接種費用補助金)
174	209頁	意見	【検証（少額補助）】 決算は82,000円であり、過去の実績を見ても予算額が過大であると思われる。執行率が低い状況については、原因を確認し、より利用を促すか、必要性が乏しいのであれば、実態に見合った予算要求をするのが望ましい。	措置済	令和6年度	予算の積算根拠となる患者の算出方法について、実態に見合うように「岐阜県造血幹細胞移植者数」から「過去の補助人数」に見直した。その結果、令和6年度予算額は令和5年度予算額に対して256千円に減額した。	保健医療課 (小児がん患者ワクチン再接種費用補助金)
175	210頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 他の19法人との平等性からも、特定の法人のみ延長を受け付けることは不適当であり、本来であれば交付決定を行わないことも想定される。行政裁量の範囲内として交付を認めたとしても、このような対応は行われるべきではなく、取消しの対応を含めた適切な対応を検討すべきである。	措置済	令和6年度	各保健所で、補助事業者の事業実施状況を、実績報告の提出期限前に確認することとし、実施状況によっては、交付要綱に基づき、交付決定を取り消すなど適切な補助制度の運用に努めた。	感染症対策推進課 (私立学校等結核予防費補助金)
176	212頁	意見	【有効性】 「公衆浴場の確保充実を図るため」（岐阜県公衆浴場活性化事業補助金交付要綱第1条）であれば、特定団体への補助ではなく、県下の一般公衆浴場全てを対象とした補助金とするのが望ましい。 なお、令和5年度から本補助金は廃止されている。	措置済	令和6年度	令和5年度から本補助金は廃止済み。	生活衛生課 (公衆浴場活性化対策事業費補助金)

第2章の3 教育委員会 【指摘21、意見11】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
177	217頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 担当課は、往査をもって事業完了をしているが、県の取扱いは、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。	措置済	令和6年度	事業そのものの完了をもって事業完了とする取扱いとした。	体育健康課 (全国ブロック高等学校総合体育大会派遣費補助金)
178	218頁	意見	【有効性】 現状の実績報告では、補助が得られている部活動だけが、振興が図られる状況とも考えられ、運動部全体にとって有効であるか疑問であった。また、部活動後援会等の全体の収支から、保護者の負担軽減が図られているとしても、どのような運動部にとっての補助となるかは、部活動後援会等の判断に影響されることから、分配方法が適切であるかを確認し、必要であれば運動部全体の振興を図る分配を検討するのが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年度からは部活動後援会等からの提出書類を見直し、これまでの提出書類（特定の部活動に係る支出金調書等）だけでなく、部活動後援会等における全体の収支予算書・決算書を提出することとし、運動部全体に対して補助されていることを確認している。 本補助金は保護者負担の軽減を目的としているため、「部活動後援会等から報告された前年大会参加実績人数に基づいて算出した旅費」をベースに配分する現在の分配は、保護者負担が大きくなる遠方の学校の交通費を主に補助している点で分配方法に合理性があることから、引き続き継続する。	体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金)
179	218頁	指摘	【要綱（暴排条項）】 要綱（又は要領）に暴力団排除条項（欠格事由）を設けるべきである。	措置済	令和6年度	岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱に暴力団排除条項（欠格事由）を設けた。	体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金)
180	219頁	指摘	【事業実績報告（添付書類）】 学校とPTAや後援会は別団体であり、補助を受け取っている団体が支出を行っている資料を、実績報告書の添付書類として提出させるべきである。	措置済	令和6年度	補助を受け取っている団体が支出を行っている証拠書類（事業実績報告、支出金調書等）を提出させることとした。	体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金)
181	219頁	指摘	【事業実績報告（調査確認）】 補助の目的である、運動部全体の補助が行われているかどうかを確認するため、各学校の部活動後援会等の収支の実績を確認すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度から各学校の部活動後援会等に収支決算書を提出させることとした。	体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金)
182	220頁	指摘	【検証（事業評価調書）】 本来の支出先は、権能なき社団である学校の後援会等であり、事業評価調書を訂正すべきである。	措置済	令和6年度	令和7年度予算編成過程で事業評価調書を訂正した。	体育健康課 (県立高等学校運動部活動振興費補助金)
183	220頁	指摘	【検証（終了予定）】 通常の経済では、基本的に物価は上昇していくものであり、令和3年度を基準に終期を設定することは合理的でない。賃金や為替の変動と物価を組み合わせた実質的な数字を参考に終期を設定するべきである。	措置済	令和6年度	令和6年度当初予算編成時にエネルギー・食料価格等物価高騰への対応として消費者物価指数を参考に支援金単価及び終期を設定した。	体育健康課 (県立特別支援学校・定時制高等学校給食費緊急支援事業費)
184	222頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 担当課は、往査をもって事業完了をしているが、県の取扱いは、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。	措置済	令和6年度	事業そのものの完了をもって事業完了とする取扱いとした。	体育健康課 (県高等学校体育大会補助金)
185	223頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 担当課は、往査をもって事業完了をしているが、県の取扱いは、事業そのものが事実上完了したときが完了としており、県の取扱いどおりに取り扱うべきである。万が一、それと異なる取り扱いをする場合は、その旨を要綱に定めるべきである。	措置済	令和6年度	事業そのものの完了をもって事業完了とする取扱いとした。	体育健康課 (特別支援学校ふれあいスポーツ大会補助金)
186	225頁	意見	【有効性】 令和5年度も1市町村での利用が予定されているということであるが、多くの市町村の利用が行われるよう、補助金についての周知を行うのが望ましい。	措置済	令和6年度	全市町村の教育長に対してこの事業を周知できるように、各教育事務所の教育支援課長に情報提供をした。また、市町村教育委員会の指導主事が参加する指導主事研修会の理科部会で、この事業の活用法等について紹介した。	学校支援課 (エネルギー教育支援事業費補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
187	226頁	指摘	【要綱（暴排条項）】 要綱（又は要領）に暴力団排除条項（欠格事由）を設けるべきである。	措置済	令和6年度	令和6年4月に岐阜県補助金等交付規則が一部改正（法務・情報公開課）され、暴力団排除条項が規定され、合わせて要綱の改正を行った。	学校支援課 (海外交流支援事業費補助金)
188	226頁	意見	【検証（目的達成・既得権）】 当該補助金の目的達成度、有効性を計る基礎資料の収集として、補助金交付者（留学修了者）に対して、要領が予定している卒業後の進路先等（県内在住率等を含む。）に関する調査を実施することが望ましい。	措置済	令和6年度	留学修了者に対して、高校卒業後の進路希望調査を3月に実施することとした。	学校支援課 (海外交流支援事業費補助金)
189	227頁	指摘	【書類の保存】 帳簿等保存期間につき、要綱で15年間と定めている現状については、県公文書規程に反するため、他の補助金要綱と同様に5年間と要綱を改正すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年4月に補助金交付要綱を改正し、帳簿等保存期間を5年間とした。	学校支援課 (海外交流支援事業費補助金)
190	228頁	意見	【有効性】 人権教育は全市町村で行われているのであるから、特定の市町のみならず、他の全市町村に補助金の存在を周知し、補助金が多くの自治体で活用されるよう工夫することが望ましい。	措置済	令和6年度	各教育事務所人権教育担当指導主事に、改めて本補助金の意義や活用方法等について説明を行った。各教育事務所を通じて各市町村担当者に本事業の意義等について説明した。	学校支援課 (人権教育推進事業費補助金)
191	228頁	指摘	【額の確定（他目的流用）】 実績報告からは人権教育が行われているかの内容が十分確認出来ず、補助対象事業にも該当しないものに補助金が用いられているとも考えられるため、要綱に則り対象事業への支出が行われているか十分に確認すべきである。	措置済	令和6年度	各教育事務所人権教育担当指導主事に、改めて補助事業の適切な執行について周知徹底するための説明を行った。令和6年度初めに該当市町村から提出された計画書及び報告書について、当課で十分に確認し、不明点については該当教育事務所を通じて、確認を取り、修正作業を指示したうえで、交付決定した。	学校支援課 (人権教育推進事業費補助金)
192	229頁	意見	【有効性】 PTA活動を行う世代ほど、電子データによる情報収集が一般化しつつあることから、機関誌という紙媒体を継続する必要性があるかどうかは、需要者であるPTAの意見の聞き取りを行うなどして、より効果的な補助金の使用となるよう検討を行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年3月に、岐阜県PTA連合会事務局に対して、機関誌の在り方について機会を捉えて話題としていたくよう伝えた。今後の検討状況については、継続して確認していく。	学校支援課 (県PTA連合会事業費補助金)
193	230頁	指摘	【要綱（交付目的）】 現在の要綱では、学校教育関係団体の中で、特に岐阜県産業教育振興会を補助する目的が明らかでなく、補助金がどのような目的のために支出されているか判別することが出来ない。岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱に、岐阜県産業教育振興会を補助する目的を具体的に明記すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年4月に補助金交付要綱を改正し、補助の目的を明記した。	学校支援課 (岐阜県産業教育振興会補助金)
194	231頁	指摘	【要綱（対象経費）】 補助の交付目的と同じように、目的に沿った支出となるよう補助対象経費の範囲を具体化すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年4月に補助金交付要綱を改正し、補助対象経費の範囲を具体化した。	学校支援課 (岐阜県産業教育振興会補助金)
195	231頁	意見	【交付決定（審査）】 補助金を管轄する課の課長には補助金の予算編成及び予算執行について権限はないとのことであるが、外観上は双方代理になっていると見られる体裁となっているため、補助金の担当課の課長が補助金受領団体の事務局長を兼任することは避けることが望ましい。	措置済	令和6年度	外観上が双方代理になっていると見られる体制について、そのあり方を検討した結果、岐阜県産業教育振興会の適正な運営及び事業執行においては、会則及び事務処理規程による現体制の継続が最適であり、今後も透明性の確保と説明責任の遂行に務めていく。	学校支援課 (岐阜県産業教育振興会補助金)
196	232頁	指摘	【検証（事業評価調書）】 目標の達成度を示す指標とされる上記①は、補助事業者の毎年の事業活動そのものである。補助金交付要綱に補助金の具体的目的も記載されていないこととも相まって、補助金の目的達成の検証をし難く、補助対象事業者の毎年の活動が、意味のある指標になっているとは考え難いため、見直しを検討すべきである。	措置済	令和6年度	事業評価調書について、指標①は事業活動そのものであるため廃止し、補助目的である県内就職を推進するため、引き続き「県内高校生の県内就職率80%」を指標として事業を推進する。	学校支援課 (岐阜県産業教育振興会補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
197	233頁	意見	【有効性】 PTAの活動意義については、様々な意見が近時存在しており、時代に即した見直しを検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	各県立学校等のPTAが活動・事業の在り方について検討するうえでは、他のPTAの動向の把握や関係機関との意見交換が必要になる。本連合会の事業活動では構成員間の交流を行っているため、必要に応じて時代に即した見直しが検討できるように、引き続き情報発信等の事業活動を支援していく。	学校支援課 (高等学校PTA連合会事業費補助金)
198	234頁	指摘	【要綱（規則との整合性）】 成年年齢引下げに伴う交付要綱の改定において代理受領の規定を削除した上で、手引きや補助金事業の適正実施に関する通知においても、補助金の振込みについては申請者名義の口座とすることを求めていることから、要綱改定の趣旨や手引き等の定めに反しないような運用をすべきである。	措置済	令和6年度	確実に対象生徒の支援となるように、補助金の振込については、申請者名義の口座又は授業料等及び学校諸費用口座に限定するように、令和6年度より要綱を改正し運用を見直した。	学校支援課 (定時制通信制教科書等給与費補助金)
199	235頁	指摘	【要綱（交付目的）】 現在の要綱では、学校教育関係団体の中で、特にへき地教育振興会を補助する目的が明らかでなく、補助金がどのような目的のために支出されているか判別することが出来ない。岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱に、へき地教育振興会を補助する目的を具体的に明記すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年4月に岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱を改正し、別表に補助する目的を明記した。	学校支援課 (へき地教育振興会補助金)
200	236頁	指摘	【要綱（対象経費）】 補助の交付目的と同じように、目的に沿った支出となるよう補助対象経費の範囲を具体化すべきである。	措置済	令和6年度	令和6年4月に岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱を改正し、別表に補助対象経費を明記した。	学校支援課 (へき地教育振興会補助金)
201	236頁	指摘	【要綱（算定基準）】 へき地教育振興会の予算額が増額されたから補助金を増額するのではなく、なぜへき地教育振興会への補助費の拡充が必要なのか、補助の目的とも合わせて検討し、補助金を増額するかを決めるべきである。	措置済	令和6年度	今後増額する際には、補助の目的について十分な検討を行う。令和6年5月に、岐阜県学校関係団体事業費補助交付要綱の改正を踏まえ、補助の目的について、へき地教育振興会に対して周知徹底した。	学校支援課 (へき地教育振興会補助金)
202	237頁	指摘	【交付決定（目的の適合性）】 実際の補助金の使途や振興会が行っている請願・陳情の内容自体は、補助金の目的と整合するものであるが、振興会の事業内容（特に1項の請願・陳情は、行為の性質上、政治的な意味合いを有する）と交付要綱の補助対象経費についての広範な規定ぶりからすると、補助金の使途が政治的活動にも及ぶように見受けられるおそれがあることから、補助金の使途が補助の目的の範囲内に限定されるよう規定を改めるべきである。	措置済	令和6年度	令和6年4月に岐阜県学校教育関係団体事業費補助金交付要綱を改正し、別表に補助対象経費を明記した。	学校支援課 (へき地教育振興会補助金)
203	237頁	指摘	【事業実績報告（添付書類）】 交付申請及び実績報告は、補助金の交付等において大変重要な書類である。間違いないように指導するべきである。	措置済	令和6年度	令和6年4月に改めて指導を行った。また、県としても、提出された書類について、複数の目で確認する等課内のチェック体制の強化を図った。	学校支援課 (へき地教育振興会補助金)
204	237頁	指摘	【検証（事業評価調書）】 事業評価調書の評価や目標を実態に則したものに見直すべきである。	措置済	令和6年度	実態に即した評価や目標になるように、事業評価調書の評価や目標を「へき地・複式教育研修会への参加者数」に見直した。	学校支援課 (へき地教育振興会補助金)
205	238頁	意見	【交付決定（算定方法・金額）】 運用の例外を認めるものであるため、客観的資料を要求することが望ましい。	措置済	令和6年度	カード決済については原則補助対象外として取扱うこととし、交付決定時において補助事業者への注意を徹底した。 なお、令和6年3月29日付け出第475号「公務旅行に係るクレジットカード等の利用における会計事務上の留意事項について」（通知）の留意事項を満たす場合には、補助対象経費として取り扱うこととする。	教育研修課 (自ら学ぶ教職員応援事業費補助金)
206	239頁	意見	【経済性】 予算計上の根拠を確認し、実態に即した予算計上を行うのが望ましい。	措置済	令和6年度	前年度（令和5年度）の実績を基に積算を行い、適切に予算計上を行った。	教育財務課 (被災幼児児童生徒就学支援等補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
207	240頁	意見	【検証（事業評価調査）】 当該評価指標は、補助金を交付する上で当然のことであり、指標とはいえない。目標設定をすることがなじまない補助金であるのであれば評価指標を記載しないことを検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和7年度予算において適切に評価指標を設定した。	教育財務課 (被災児童生徒就学支援等補助金)
208	240頁	意見	【有効性】 扶助費である就学奨励費との関連性を把握し、今後必要性が発生した場合に有効活用できるよう、具体的な事例を想定することが望ましい。	措置済	令和6年度	意見を受け、就学奨励費との関連性を整理し、当該補助金に係る具体的な適用事例の整理を行った。	特別支援教育課 (就学奨励費(大規模災害関連 特別支援学級分))

第2章の4 商工労働部 【指摘0、意見8】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
209	242頁	意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	補助対象企業から提出される状況報告書を若者の定着率を把握するための資料データとして活用している。	企業誘致課 (企業立地促進事業補助金)
210	243頁	意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	補助対象企業から提出される状況報告書（要綱第8号様式）に雇用状況の内訳（性別、年代別）を追加し、若者の定着率を把握するための資料データとして活用している。	企業誘致課 (大規模空き工場企業誘致補助金)
211	244頁	意見	【有効性】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	補助対象企業から提出される状況報告書（要綱第23号様式）に雇用状況の内訳（性別、年代別）を追加し、若者の定着率を把握するための資料データとして活用している。	企業誘致課 (本社機能移転促進事業補助金)
212	245頁	意見	【事業評価調査】 計画的な少子化対策となるためには施策の効果検証は必要である。岐阜県少子化対策総合プログラムにおける若者の定着率の向上に位置付けている以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	事業承継対策事業を実施した商工会・商工会議所（令和4年度：7商工会議所、令和5年度：5商工会・6商工会議所）に対して、事業承継の継続的な相談及び成約に至った事案等、書面及びヒアリングの調査を行い（令和6年7月）、若年層の定着状況の検証を行った。当事業を契機とした若年層への成約事例（7件）や継続的な相談案件（25件）があり、当該事業の有効性を確認した。事業承継や後継者の育成には長期間を要することから、引き続き商工会等の関係機関と連携し、事業承継対策を推進していく。	商工・エネルギー政策課 (商工会及び商工会議所補助金（人件費等）)
213	246頁	意見	【検証（事業評価調査）】 計画的な少子化対策となるためには施策の効果検証は必要である。岐阜県少子化対策総合プログラムにおける妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備に位置付けている以上、SDGs推進資金が、ワーク・ライフ・バランス推進企業等に支援されているかどうかの実数を把握するなどして、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	SDGs推進資金の融資件数上位2金融機関3店舗の臨店ヒアリング等（令和6年6月・7月）により状況を把握した限りにおいては、ワーク・ライフ・バランス推進企業としての利用は0件（融資実績なし）であった。引き続き制度の周知に努めていく。	商業・金融課 (中小企業振興支援資金信用保証料補給金（旧年度保証分）)
214	247頁	意見	【有効性】 少子化対策関係事業については、各課の判断で関係事業を位置付けているところ、同じ補助金内で関係事業を区別する理由が、乏しいものと考える。少子化対策関係事業との区分けを整理し、少子化対策として位置付けられるのであれば、関係事業から外れている事業も少子化対策関係事業と位置付けることが望ましい。	措置済	令和6年度	岐阜県少子化対策総合プログラムの少子化対策関係事業としての位置づけへの見直しを行い、対象事業から除外した。	産業イノベーション推進課 (地域課題解決型創業支援事業費補助金)
215	248頁	意見	【検証（事業評価調査）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上及び女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	岐阜県少子化対策総合プログラムの少子化対策関係事業としての位置づけへの見直しを行い、対象事業から除外した。	産業イノベーション推進課 (地域課題解決型創業支援事業費補助金)
216	249頁	意見	【要綱（対象経費）】 当該要綱の定めでは、対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうこと、また、客観的に対象経費とすべきか否かを検証することが困難であることから、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年度の補助金要綱において補助対象となる経費を具体化した。	産業デジタル推進課 (公益財団法人ソフトピアジャパン事業運営補助金)

第2章の5 農政部 【指摘3、意見7】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
217	251頁	指摘	【事業実績報告（調査確認）】 補助事業確認調書は、いずれも正確に記入・処理すべきである。	措置済	令和6年度	補助事業確認調書は、記載内容が正確に記入されていることを本庁・農林事務所双方においてチェックを行うことを徹底した。	農業経営課 (新規就農者育成総合対策事業費補助金)
218	252頁	意見	【検証（事業評価調査）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	当該補助金は、就農3年目までの新規就農者等に対して所得確保のための資金を交付し、若者の営農定着に資するものである。 令和5年度は、新規就農者等57人に資金を交付し、農業分野における若者の定着に寄与した。	農業経営課 (新規就農者育成総合対策事業費補助金)
219	253頁	意見	【検証（事業評価調査）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	当該補助金は、就農相談や農業者の経営発展に向けた研修会の開催により、若者の営農定着に資するものである。 令和5年度は、548件の就農相談に対応したほか、就農後5年以上経過した者10人に経営研修を開催し、農業分野における若者の定着に寄与した。	農業経営課 (就農・就業相談窓口事業費補助金)
220	254頁	意見	【交付決定（経済性・効率性）】 補助事業者の契約に県の入札に関する規定の適用が及ばないとしても、補助金の原資が税金であること及び補助事業者間で統一的な取扱いを行うこと等の観点から、一定額以上の契約については入札又は何社以上の相見積りをする等、その契約の方法を要綱・要領等によって定めることが望ましい。	措置済	令和6年度	補助事業者には、事業に公金が投入されているという認識を持っていただくとともに、公平・公正性をもって契約事務を行うよう、事業計画の承認時に周知徹底を図った。	農業経営課 (新規就農サポート事業費補助金)
221	254頁	指摘	【事業実績報告（調査確認）】 データ提出があつても、ファイル漏れが生じると、当該補助金ファイルに基づく額の確定等の決裁や、事後的な確認・検証に支障が生じ得るため、文書の印刷・管理は正確に処理すべきである。	措置済	令和6年度	過去に実施した同類の補助事業の書類、または類似の補助事業の添付書類を確認するなど、文書の印刷管理は正確に処理するよう徹底した。	農業経営課 (新規就農サポート事業費補助金)
222	255頁	意見	【検証（事業評価調査）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、結婚の希望をかなえるための支援という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	結婚の希望をかなえるための支援という観点では、当該補助金において、令和5年度に実施主体の1つが婚活行事を開催することにより、男女22名のパートナー探しを支援した。 ただし、当該補助金は、就農希望者や新規就農者を支援する地域活動を対象としており、婚活支援が主たる目的ではないことから、今後、少子化対策事業としての位置付けを見直す。	農業経営課 (新規就農サポート事業費補助金)
223	256頁	意見	【検証（事業評価調査）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率の向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	若者の定着率の向上という観点では、当該補助金は、集落営農組織等の経営安定や規模拡大、人材確保に必要な機械・施設の整備を支援し、若者の営農定着に資するものである。 令和6年度は、5事業者の機械導入やトイレ整備を支援する予定であり、農業分野における若者の定着に寄与するものである。 (補助対象：担い手の経営力・生産力強化などに必要な機械・施設整備等及びそれと一体的に実施する環境衛生施設整備)	農業経営課 (中山間地域等担い手育成支援事業費補助金)
224	257頁	指摘	【事業実績報告（添付書類）】 ファイル漏れが生じると、当該補助金ファイルに基づく額の確定等の決裁や、事後的な確認・検証に支障が生じ得るため、文書の印刷・管理は正確に処理すべきである。	措置済	令和6年度	過去に実施した同類の補助事業の書類、または類似の補助事業の添付書類を確認するなど、文書の印刷管理は正確に処理するよう徹底した。	農業経営課 (ぎふ農業経営者育成発展支援事業費補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
225	257頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の自立支援という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	若者の自立支援という観点では、当該補助金は、就農に向けて長期研修を受講する者等に支援金を交付することにより、就農する若者の経済的な自立に資するものである。 令和5年度は、就農研修生等24人に支援金を交付し、農業分野における若者の経済的な自立に寄与した。	農業経営課 (ぎふ農業経営者育成発展支援事業費補助金)
226	258頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	女性の活躍の推進という観点では、当該補助金は、就業場所で託児スペースを確保することにより女性の働きやすさに資するものである。 令和5年度は事業実施がなく、令和4年度事業実施者が利用者に行ったアンケートでは、全員が託児スペースを高評価し、雇用の継続を希望したことから女性の活躍の推進に寄与したものと考える。	農業経営課 (女性が変える未来の農業整備事業費補助金)

第2章の6 林政部 【指摘3、意見11】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
227	261頁	指摘	【要綱】 要綱上、事業完了後の申請を認める場合を限定していることからしても、現在の運用は要綱に反していると考えられることから、補助金の運用を見直すか、要綱の見直しを行うべきである。	措置済	令和6年度	補助金交付要綱の見直しを行い、令和6年4月1日付けの補助金交付要綱の改正で第4条第3項（事業完了後の申請を認める事業）に本事業を追記した。	県産材流通課 (ぎふの木で家づくり支援事業費補助金(社会資本整備交付金))
228	262頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者を呼び込む施策として少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	当該事業は、少子化対策を目的とした事業ではないため、令和7年度からの次期計画となる都道府県こども計画への位置付けは行わないこととした。	県産材流通課 (ぎふの木で家づくり支援事業費補助金(社会資本整備交付金))
229	264頁	意見	【要綱（交付目的）】 交付要綱の最終的な目的に関連する目的に関しては、要領のみに記載するのではなく、要領の根拠となる要綱にも明確に記載するのが望ましい。	措置済	令和6年度	交付要綱に主目的は記載されており、その下にある各事業ごとの目的については、要領で定めることとしている。	森林活用推進課 (森と木と水の環境教育推進事業費補助金)
230	265頁	指摘	【交付申請（事業目的・内容）】 「ぎふ木育の推進」とは異なる目的のために補助金が活用されていると疑われかねない面が存在する。事業内容そのものには問題がないものの、異なる目的の事業については、目的が異なるとして、補助金の支出を行うべきではないため、「ぎふ木育の推進」とは異なる目的で別事業が行われていないかなどを確認し、別目的が存在するときは、内容を分離して実施するよう指導すべきである。	措置済	令和6年度	補助金の審査にあたっては、事業の内容などを十分確認するとともに、ぎふ木育とは異なる目的の事業が含まれる場合は、当該内容を明確に切り分けるなど、本来の事業目的に沿った内容となるよう指導していく。	森林活用推進課 (森と木と水の環境教育推進事業費補助金)
231	266頁	指摘	【事業実績報告（完了日）】 事業の完了は、補助事業である授業の実施日ないし実施報告書の作成日と考えられるが、実績報告の提出が期限を徒過している。補助事業者である関市に対して期限内の提出を指導すべきである。 これについて担当課からは、「請負業者等に対する支払債務」の履行日をもって完了日とした場合も、「請負業者等に対する支払債務」の履行が未済であっても、事業そのものが完了し、「支払債務」の金額が確定した日をもって完了日とした場合も、いずれも完了日として認めています。」との回答がなされたため、監査人から、会計事務の取扱要領以外の根拠資料の提出を求めたが、具体的な根拠資料は存在しなかった。 事業完了日の取扱いについて、要綱等に具体的に規定すべきである。	措置済	令和6年度	「補助事業の完了の日」は、「計画した最終の事業が終了し、かつ事業主体が請負業者等に対する支払いが完了した日とする。ただし、3月31日までに支払いが完了しない場合は、支払い義務が確定した日を「補助事業の完了の日」とする。」と規定した実施要領の改正を行い、令和6年4月1日から施行した。	森林活用推進課 (森と木と水の環境教育推進事業費補助金)
232	267頁	意見	【要綱（交付目的）】 交付要綱の最終的な目的に関連する目的に関しては、要領のみに記載するのではなく、要領の根拠となる要綱にも明確に記載するのが望ましい。	措置済	令和6年度	交付要綱に主目的は記載されており、その下にある各事業ごとの目的については、要領で定めることとしている。	森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金)
233	268頁	意見	【事業実績報告（完了日）】 事業計画から実績報告が遅くなっている実績報告については、実際の事業完了日が正しいかどうかを確認し、大幅に遅れている場合には、その理由を確認するのが望ましい。	措置済	令和6年度	実績報告が遅れている場合は、実際の事業完了日が正しいものであること及び遅れている理由の確認を徹底する。	森林活用推進課 (ぎふの木育教材導入支援事業費補助金)
234	270頁	意見	【検証（事業評価調書①）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和4年度の新規就業者85人のうち、78%が転職による就業であり、年齢構成も若者以外（25歳以上）の割合が68%を占めている。当該事業は、林業の新規就業者に対する地域への定着を目的としており、若者に限定するものではないため、令和7年度以降は、少子化対策総合プログラムへの位置づけを取りやめる。	森林経営課 (林業担い手育成事業費補助金)
235	270頁	意見	【検証（事業評価調書②）】 指標を「森林技術者数」としているが、新規就業者の地域への定着を目的としているのであれば、離職率など、就業後の定着率を確認できる指標を設定した上で事業の目標達成を評価するのが望ましい。	措置済	令和6年度	指摘を受け、指標に「就業後の定着率」を追加した。	森林経営課 (林業担い手育成事業費補助金)

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
236	271頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の定着率向上という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和4年度の新規就業者85人のうち、78%が転職による就業であり、年齢構成も若者以外（25歳以上）の割合が68%を占めている。当該事業は、林業の担い手確保と育成の推進を目的としており、若者に限定するものではないため、令和7年度以降は、少子化対策総合プログラムへの位置づけを取りやめる。	森林経営課 (森のしごと普及啓発事業費補助金)
237	272頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、女性の活躍の推進という観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	少子化対策としての効果検証が困難であるため、令和7年度以降は、少子化対策総合プログラムへの位置づけを取りやめる。	森林経営課 (林業事業体ICT技術等導入支援事業費補助金)
238	273頁	意見	【検証（事業評価調書）】 離職率など、就業後の定着率を確認できる指標によって事業の目標達成を評価するのが望ましい。	措置済	令和6年度	指摘を受け、指標に「就業後の定着率」を追加した。	森林経営課 (新規就業者等定着支援事業費補助金)
239	274頁	意見	【経済性】 市町村からの事業要望が多かったことを踏まえ予算額を増額したことは評価すべきであるが、結果的に予算執行率が低くならないように、可能な限り事業要望を正確に把握した上で予算措置を講じることが望ましい。	措置済	令和6年度	指摘を受け、市町村からの事業要望に応じた予算措置とした。	森林経営課 (岐阜県林業就業移住支援事業費補助金)
240	274頁	意見	【検証（事業評価調書）】 岐阜県少子化対策総合プログラムにおいて、当該補助金を、若者の呼び込みという観点から少子化対策と位置付けた以上、同観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和4年度の新規就業者85人のうち、県外からの就業者は20%であり、年齢構成も若者以外（25歳以上）の割合が76%を占めている。当該事業は、森林技術者の確保を目的としており、若者に限定するものではないため、令和7年度以降は、少子化対策総合プログラムへの位置づけを取りやめる。	森林経営課 (岐阜県林業就業移住支援事業費補助金)

第2章の7 都市建築部 【指摘2、意見1】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
241	276頁	指摘	【記載の誤り】 白川町の補助金返還事案については、「町事業」であり、「市事業」ではないため、調定決議書には、正確に「町事業取消」と記載すべきである。	措置済	令和6年度	会計書類の記載について、ダブルチェック等による書類の正確性の確保を課内で徹底した。	住宅課 (空家対策支援補助金)
242	277頁	指摘	【過年度交付の補助金返還】 当該補助金については、今後も同様の理由で市町村からの補助金返還申入事案が生じることが予想されるため、過年度補助金の返還につき、住宅課及び出納管理課を中心として、その法的処理に対する見解及び適正な手続方法を協議した上で、その根拠規定となるべき当該補助金交付要綱等の見直しを検討すべきである。	措置済	令和7年度	(住宅課) 過年度交付した補助金の返還事案については、補助事業者が条件違反や虚偽の申請により不正に交付を受けたものか、適法に交付された補助金について額の確定後の事情変更により返還事由が生じたものかによって処理方法が異なってくる。 返還手続については、他の間接補助金の交付要綱例も参考にしつつ、本補助制度の目的や性質に即して交付要綱に新たに規定を追加した。	住宅課 (空家対策支援補助金)
						令和6年11月6日に開催した岐阜県補助金等交付事務研修会で、総務部（法務・情報公開課）により、岐阜県補助金等交付規則において過払い分の戻入金につき当年度内に戻入が完了していないなくても問題ない旨、整理された。今後も、庁内各課の所管する補助要綱等にかかる	出納管理課
243	279頁	意見	【検証】 当該補助金が、令和4年度少子化対策関係事業として位置付けられている以上、「地域全体で子育てを支え合う意識を高める環境づくり」という観点から、子育てを対象にした申請実績がないことの理由及び課題並びに今後申請実績を上げるための方策等の検証を行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	本事業は、空き家の購入を希望する者や、空き家の除却等を行なう者に対して補助金を交付する市町村に対し、県が財政支援を行うものであり、補助金の交付対象、条件、金額などの詳細は市町村が交付要綱で定めている。 県内市町村の補助制度を検証したところ、12市町で「子育て世帯」や「新婚世帯」による空き家の利活用を対象とした補助制度を設けており、県からの間接補助金が市町村の少子化対策にも活用されていることを確認した。	住宅課 (空家対策支援補助金)

第2章の8 県土整備部 【指摘0、意見4】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
244	282頁	意見	【要綱（事業内容）】 対象事業の内容が広く解釈でき、事業内容が定まっていない状況と変わりがなく、適切な支出かの検証が困難である。建設業への入職促進に向けた魅力発信事業に要する経費の一定基準などを定めるのが望ましい。	措置済	令和6年度	補助事業の具体内容を補助対象経費欄に明記するよう補助要綱を改正した。（令和7年度分の予算に係る補助金から適用）	技術検査課 (ぎふ建設人材育成事業費補助金)
245	283頁	意見	【要綱（対象経費）】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するのが望ましい。	措置済	令和6年度	補助対象経費を具体化するよう補助要綱を改正した。（令和7年度分の予算に係る補助金から適用）	技術検査課 (ぎふ建設人材育成事業費補助金)
246	283頁	意見	【要綱（補助割合）】 一事業あたりの補助金の上限を定めるのが望ましい。	措置済	令和6年度	予算上限の範囲内で補助を行う旨を明記するよう補助要綱を改正した。（令和7年度分の予算に係る補助金から適用）	技術検査課 (ぎふ建設人材育成事業費補助金)
247	284頁	意見	【検証（事業評価調書）】 当該補助金は、岐阜県少子化対策総合プログラムの一貫としての女性の活躍推進として位置付けられているが、年に1回程度の事業で、推進として十分と評価できるかは疑問のあるところである。補助金そのものは主としてぎふ建設人材育成事業を目的としているものの、同総合プログラムに位置付ける以上は、その効果を検証し、より推進するのが望ましい。 また、女性の活躍をするための事業が、少子化対策総合プログラムと無関係とされていることからしても、果たして同プログラムと補助金との関係性が十分検討されているかが疑わしく、同プログラムに位置付ける以上は、目的と効果を検証するのが望ましい。	措置済	令和6年度	当該補助金の対象事業であるセミナー等の実施状況について、産学官で構成するぎふ建設人材育成・確保連携協議会において意見聴取を行うなど見直しを行っており、今後も引き続き意見の聞き取りを行い、実施内容の検討・検証を行っていく。	技術検査課 (ぎふ建設人材育成事業費補助金)

第2章の9 清流の国推進部 【指摘2、意見5】

No.	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
248	285頁	指摘	【事業実施報告（提出期限）】 少なくとも10件の事業について実績報告書の提出期限が守られていなかった。交付要綱第12条第3項に従い、事業完了日から30日を経過する日までに実績報告書を提出させるべきである。	措置済	令和6年度	事業の進捗を管理する表を作成し、早い時点で実績報告書の提出期限が迫っている団体へ期限内の提出を依頼する等、事務を適正に行う。	地域スポーツ課 (岐阜県スポーツ振興まちづくり補助金)
249	286頁	意見	【交付決定（補助対象経費）】 ホームページの運用費が通信運搬費に含まれるのであれば明確性及び公平性確保のため、要綱に「HP運用費」が含まれることを明記するなどして、他のクラブも同様の補助が受けられる運用とすることが望ましい。	措置済	令和6年度	今回はホームページ運用費を通信運搬費の対象経費としたが、意見のとおり明確性に欠ける部分もあるため、要綱を改正し、対象経費に「クラブホームページ作成及びメンテナンス費」を追記した。	地域スポーツ課 (総合型地域スポーツクラブ支援事業費補助金)
250	287頁	意見	【有効性】 県民総参加スポーツ大会推進という名称であるが、実質的に専らぎふ清流都市対抗駅伝競走大会のための補助金になっている実情がある。県民総参加・地域密着型のスポーツ大会を支援することで、「生涯スポーツ社会」の実現を推進することが目的の補助金である以上、今後より多くの県民が気軽に参加でき、スポーツの習慣化につながりそうな他のスポーツイベントへの助成を検討するのが望ましい。	措置済	令和6年度	ぎふ清流都市対抗駅伝競走大会は限られた年代の大会ではなく小学生から大人までに対応した都市対抗の駅伝大会であり、ここに参加するのは選手として出場する選手だけではなく、選手やレースを応援・観戦する人、また大会を運営する役員・スタッフ・ボランティアら広くスポーツを「する・見る・支える」方々まで含めて、県民総参加の大会としている。 更に、この大会に参加された方々がスポーツ実施の導入としても取り組みやすいランニングやウォーキングなどに親しむことで、結果としてスポーツ実施率の向上につながればと期待している。 このほか、各種の競技団体において、より効果的なスポーツイベントが開催される見込みがあれば、当該の大会への補助を検討する。	地域スポーツ課 (県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金)
251	288頁	意見	【有効性】 引き続き国内外で活躍するアスリートの育成・支援に努めるとともに、補助を受けたアスリートたちの実績も含め補助金の有効性について一層積極的に広報することが望ましい。	措置済	令和6年度	既存に運用しているX（旧Twitter）に加え、県ゆかりの清流アスリート・パラスポーツ清流アスリート強化指定選手、チーム、団体の活動や活躍、大会情報などを更に広く周知するため、5月8日に県公式Instagramを新たに開設した。	競技スポーツ課 (パラアスリート育成支援費補助金)
252	290頁	意見	【有効性】 事業の性質上、非営利活動として教育活動に取組む団体であれば、補助事業者を公益法人やNPO法人等の非営利団体に限定する理由は特にないと思われるため、非営利活動に取り組む株式会社等の営利団体も補助事業者に含め、補助事業者の充実を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	令和5年度から、県が市町村へ補助する形へと実施形態を変更した。 市町村が学習支援事業を実施するにあたり、実際に運営などを行う委託先や連携先について制約は設けておらず、市町村の創意工夫による実施が可能となっている。	外国人活躍・共生社会推進課 (外国籍の子どもの進学支援事業費補助金)
253	291頁	指摘	【検証（事業評価調書）】 目標値が設定できていない理由について、担当課の回答は、「補助対象が多文化共生に資する施設、備品、システム改修など、多岐にわたるため、共有の目標値の設定ができないためです。」とのことであるが、目標が設定できないのであればどのような状態になったときに補助金の目的は達成されているか、効果は出ているか、終期はいつにするか、などの判断が不可能となる。多岐にわたるのであれば主要な課題を確認し、課題に対して目標を設定すべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度から、目標を設定し、事業評価調書に記載している。	外国人活躍・共生社会推進課 (多文化共生推進補助金)
254	292頁	意見	【検証（再補助）】 金額から推測する限りほぼ全ての事業がCO国際交流協会に委託されており、補助先の再検討をするのが望ましい	措置済	令和6年度	令和5年度から、研修会の実施にあたり、県が企画立案し、運営部分を国際交流センターに委託する形へと実施形態を変更した。 なお、研修会の一部の講座において、CO国際交流協会から講師を派遣してもらったが、研修内容から適当であると判断して講師依頼（謝金等の支出）したものであり、全面的再委託を行ったものではない。	外国人活躍・共生社会推進課 (国際交流センター事業費補助金)